

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年2月15日
【発行者名】	J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 サイモン・エフ・ウォールス
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【事務連絡者氏名】	内藤 敏信 (連絡場所) 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【電話番号】	03 - 6736 - 2000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	J F アジア株・アクティブ・ポートフォリオ
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

JFアジア株・アクティブ・ポートフォリオ

（以下「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）を受託会社とする契約型の追加型株式投資信託です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める振替投資信託受益権の形態で発行されます。

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、本書の各記載項目の表題部において「受益証券」と表記されている場合がありますが、上述のとおり当ファンドは原則として受益証券を発行しませんので、適宜「受益権」とお読み替えください。

当ファンドの受益権は、格付を取得していません。

なお、当初元本は1口当たり1円です。

（３）【発行（売出）価額の総額】

2,000億円を上限とします。

なお、上記金額には、後記「(5)申込手数料」は含みません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

基準価額（1万口当たり）は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額（1万口当たり）は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社については、後記「(8)申込取扱場所」をご参照ください。

（５）【申込手数料】

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率^{*}は、3.15%（税抜3.0%）が上限となっています。

^{*} 当該手数料率は、消費税および地方消費税相当額（以下「消費税等」または「税」といいます。）を含みます。また、本書において記載されている報酬率、費用等も同様です。

手数料率は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、後記「(8)申込取扱場所」をご参照ください。

「自動けいぞく投資^{*}契約」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

^{*} 自動けいぞく投資とは、収益の分配がなされた場合、収益分配金より税金を差引いた後、自動的に当ファンドに再投資するものです。

（６）【申込単位】

収益分配金の受取方法により、申込みには、収益の分配時に収益分配金を受取るコース（以下「一般コース」といいます。）と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（以下「自動けいぞく投資コース」といいます。）の2つのコースがあります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込みを行う投資家は、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を締結します。また、当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

いずれのコース共、申込単位は、販売会社が定める単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。

申込コースの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

販売会社に関しては、後記「(8)申込取扱場所」をご参照ください。

（７）【申込期間】

平成22年2月16日から平成23年2月14日までです。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

当ファンドの受益権の取得申込みは、申込期間における毎営業日に受付けます。

ただし、香港証券取引所の休業日（半休日を含みます。）には、取得申込みの受付は行いません。

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、投資家は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、投資家はその取得申込みを撤回しない場合には、その取得申込みは当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその取得申込みを受付けたものとして取り扱うこととします。

(8) 【申込取扱場所】

申込期間中、次の会社において申込みを取り扱います。（本書において、「販売会社」ということがあります。）

申込取扱場所	本店および本社所在地
日興コーディアル証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

なお、一部の本支店等で取扱いを行わないこととしている場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

投資家は、申込みの販売会社の定める日までに取得申込代金^{*}を当該販売会社に支払うものとします。取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

* 取得申込代金とは、申込金（発行価格×取得申込口数）に、申込手数料（税込）を加算した金額です。

(10) 【払込取扱場所】

投資家は、申込みの販売会社に取得申込代金を支払うものとします。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は、株式会社 証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

申込証拠金はありません。申込金には利息はつきません。

日本以外の地域における受益権の発行はありません。

クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行いたしました。

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金および換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

既発行受益証券の振替受益権化について

委託会社は、当ファンドの信託約款の定めにより、受益者を代理して当ファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録することを申請できることから、原則として当ファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含まず。）を、受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請（以下「振替受益権化」といいます。）いたしました。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、委託会社は当該申請をしておりません。当該受益証券については、今後信託期間中において委託会社が保有者から受益証券の提示を受けて確認した後当該申請を行うものとします。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

(イ) ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、当ファンドと実質的に同一の運用の基本方針^{*}を有する「Fアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」（以下「マザーファンド」といいます。）を主要投資対象として積極的な運用を行います。（後記「2 投資方針（1）投資方針」をご参照ください。）

^{*} 実質的に同一の運用の基本方針とは、投資の対象とする資産の種類、運用方針、運用方法、投資の対象とする資産についての保有額もしくは保有割合にかかる制限または取得できる範囲にかかる制限その他の運用上の制限が実質的に同一（マザーファンドにおける収益分配方針およびマザーファンドへの投資にかかるものを除きます。）のものをいいます。

(ロ) 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

(ハ) 基本的性格

社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づく、当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類^{*1} - 追加型投信 / 海外 / 株式

属性区分^{*2} - 投資対象資産：その他資産（投資信託証券（株式 一般））^{*3}

^{*3} マザーファンドへの投資を通じて、株式に実質的な投資を行いますので、投資対象資産は、その他資産（投資信託証券（株式 一般））と記載しています。

決算頻度：年1回

投資対象地域：アジア

投資形態：ファミリーファンド

為替ヘッジ：なし

* 1 商品分類の定義（社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針）

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド。
海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの。

* 2 属性区分の定義（社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針）

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式一般））： 親投資信託への投資を通じて、主として株式に投資するもののうち大型株属性*、中小型株属性*のいずれにもあてはまらない全てのもの。
決算頻度	年1回： 目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるもの。
投資対象地域	アジア： 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
投資形態	ファミリーファンド： 目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの。
為替ヘッジ	なし： 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの。

* 「大型株属性」...目論見書または信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの。

「中小型株属性」...目論見書または信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの。

（注）上記の属性区分の定義については、社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」を参考に委託会社が作成したものが含まれます。

（参考）社団法人投資信託協会が規定する商品分類および属性区分の一覧

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国内	株式
	海外	債券 不動産投信
追加型	内外	その他資産 （ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		あり ()
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリーファンド	
	年6回 (隔月)	欧州	ファンド・オブ・ ファンズ	
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	その他 ()	中南米		
		アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

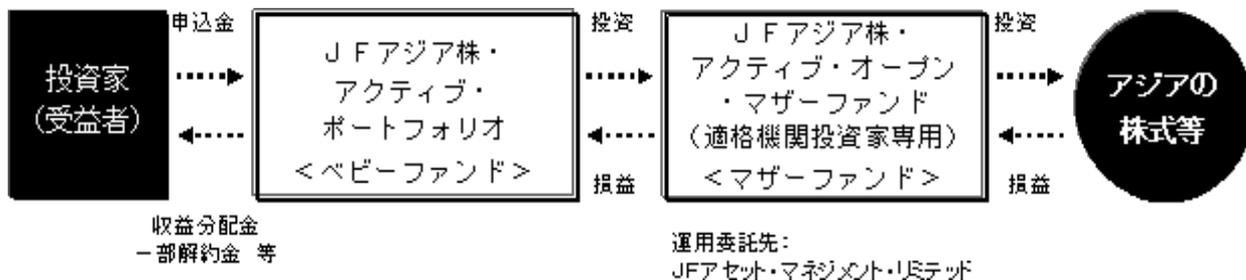
当ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。

HPアドレス：<http://www.toushin.or.jp/>

(二) ファンドの特色

当ファンドの運用はファミリーファンド方式*により、マザーファンドを通じて行います。

* ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することで、その実質的な運用を行う仕組みです。



マザーファンドは、成長性があり、かつ割安と判断される日本を除くアジアの株式に分散投資し、信託財産の長期的な成長をめざした積極的な運用を行います。

マザーファンドは上記の株式に連動する投資成果を得ることを目的とするカバード・ワラントおよび株価連動社債*に、一定の範囲内において投資する場合があります。

* カバード・ワラントとは、オプション（ある原資産について、あらかじめ決められた将来の一定の日または期間において、一定のレートまたは価格で取引する権利）を証券化したものをいい、株価連動社債とは、ある株式（複数の銘柄の場合を含みます。）の価格に連動する投資成果を得ることを目的として組成される社債をいいます。（以下同じ。）

委託会社との契約により、マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

日興コーディアル証券株式会社（販売会社）

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

(八) 委託会社の概況

資本金 2,218百万円（有価証券届出書提出日現在）

会社の沿革

昭和46年 ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設

昭和60年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

平成2年 ジャーディン・フレミング投信株式会社設立

平成7年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン フレミング投信・投資顧問株式会社となる。

平成13年 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更

平成18年 J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成20年 J P モルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

大株主の状況（有価証券届出書提出日現在）

名 称	住 所	所有株式数(株)	比率(%)
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント(アジア)インク	米国デラウェア州	56,265	100

2【投資方針】

(1)【投資方針】

(イ) 運用方針

当ファンドは、信託財産の長期的な成長をはかることを目的として、主として日本を除くアジア各国の株式を投資対象として運用を行うマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

マザーファンドは、日本を除くアジア各国（中国、香港、台湾、韓国、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン）の株式の中から成長性があり、かつ割安と判断される銘柄に分散投資します。

当ファンドは、MSCIオール・カンントリー・ファーイースト・インデックス*（除く日本、配当なし、円ベース）をベンチマークとします。

* 同インデックス（指数）は、アジア地域各国（中国、香港、台湾、韓国、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン）のMSCI指数から構成されています。（2009年11月末現在）
投資対象国は、ベンチマークの構成国が見直された場合、変更することがあります。

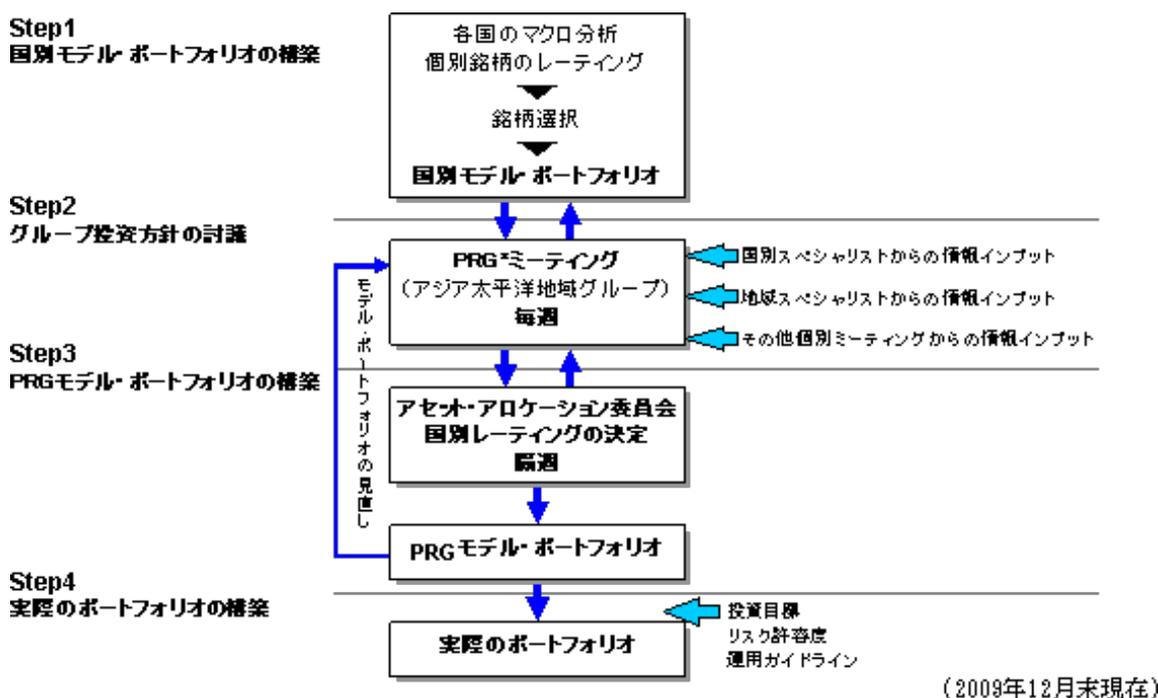
(ロ) 投資態度

銘柄選択のプロセス

マザーファンドにおける銘柄選択のプロセスは次のとおりです。

なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合もあります。

マザーファンドに係る運用の指図に関する権限の委託を受けたJFアセット・マネジメント・リミテッドは、以下の銘柄選択プロセスにしたがい、積極的な運用を行います。



* アジア・太平洋地域グループ（以下「PRG」という場合があります。）は、「J P モルガン・アセット・マネジメント」グループ各社のアジア・太平洋地域の株式運用戦略に基づく運用を行うポートフォリオ・マネジャーで構成されます。PRGのポートフォリオ・マネジャーは、同グループの各地域のポートフォリオ・マネジャーと意見交換し、各銘柄の調査・分析を行っております。

Step 1 : 国別モデル・ポートフォリオの構築

P R Gに属する国別スペシャリストが、それぞれの担当国に特化して現地に密着した企業調査を行い、次の2つの視点から各企業の分析を行います。

ビジネスの構造的な質（長期的な視点）：業種としての魅力、業種内での競争力、資本構成、経営者の質、配当政策など

期待される相対的な株価収益（短中期的な視点）：株価バリュエーションの絶対的・相対的な割高・割安感、株価バリュエーション再評価の可能性、業種全体の動向、流動性、情報の量と質など

上記の分析に基づくアウトプットとして、国別スペシャリストは、株価収益が各国市場全体の平均を上回ると判断する度合いに応じ、各企業を1～5の銘柄レーティング（1＝もっとも市場を上回る株価収益が期待できる銘柄、5＝もっとも市場を下回ると思われる銘柄）に格付けします。1または2と格付けされた銘柄を中心に、国別スペシャリストにより、国別モデル・ポートフォリオが構築されます。

Step 2 : グループ投資方針の討議

週次で開催されるP R Gミーティングにおいて、国別スペシャリストやアジア地域株式の運用を担当する地域スペシャリスト、および業種別ミーティングやグローバル株式ミーティング、為替・債券ミーティングなど個別ミーティングからのインプットに基づき、P R Gの投資方針の鍵となる以下の点について討議を行います。

各国別モデル・ポートフォリオに関する議論

Step 3でアセット・アロケーション委員会により決定される国別レーティングの土台となる議論

また、前回のP R Gミーティングの討議内容、および前回のアセット・アロケーション委員会で決定された国別レーティングについての検討・議論も行います。

Step 3 : P R Gモデル・ポートフォリオの構築

P R Gミーティングでの討議に基づき、隔週で開催されるアセット・アロケーション委員会において、各国市場に対する国別レーティングを決定します。各国市場の株価収益がアジア市場全体の平均を上回ると判断する度合いに応じ、1～5の国別レーティング（1＝もっともアジア市場を上回る株価収益が期待できる国、5＝もっともアジア市場を下回ると思われる国）に格付けします。この国別レーティングに基づく国別配分の判断と、各国のモデル・ポートフォリオを組み合わせ、業種分散や流動性などにも配慮しながら、P R Gのモデル・ポートフォリオが構築されます。

Step 4 : 実際のポートフォリオの構築

マザーファンドの運用担当者は、P R Gのモデル・ポートフォリオをベースに、マザーファンドの投資目的やリスク許容度、運用ガイドラインなどを考慮し、実際のポートフォリオの組入銘柄およびその比率を決定します。なお、上記の運用プロセスを経ることにより、組入銘柄は銘柄レーティングが1または2の銘柄が中心となりますが、市場環境や売買のタイミング、流動性等の理由により、レーティング上位銘柄の非保有や、レーティング下位銘柄の保有が生じる場合があります。

（２）【投資対象】

（イ）当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（「JFアジア株・アクティブ・ポートフォリオ信託約款（以下「信託約款」といいます。）

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい（以下同じ。）、次に掲げるものに限り、）にかかる権利

(1)有価証券指数等先物取引（金融商品取引法施行前の旧証券取引法（以下「旧証取法」といいます。）第2条第21項に定める有価証券指数等先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

(2)有価証券オプション取引（旧証取法第2条第22項に定める有価証券オプション取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

(3)外国市場証券先物取引（旧証取法第2条第23項に定める外国市場証券先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

(4)有価証券店頭指数等先渡取引（旧証取法第2条第25項に定める有価証券店頭指数等先渡取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

(5)有価証券店頭オプション取引（旧証取法第2条第26項に定める有価証券店頭オプション取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

(6)有価証券店頭指数等スワップ取引（旧証取法第2条第27項に定める有価証券店頭指数等スワップ取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

(7)金融先物取引（金融商品取引法施行前の旧金融先物取引法第2条第1項に定める金融先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

(8)金融デリバティブ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第14号に定める金融デリバティブ取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

(9)外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。以下同じ。）において行われる有価証券先物取引（旧証取法第2条第20項に定める有価証券先物取引をいいます。以下同じ。）と類似の取引にかかる権利

ハ．金銭債権（イ、ロおよびニに掲げるものを除きます。）

ニ．約束手形（イに掲げるものを除きます。）

2．為替手形

（ロ）委託会社は、信託金を、前記（イ）の資産のうち、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下（ロ）において同じ。）に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証券

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。以下同じ。）

6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9．特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1から11までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
17. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で20の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書ならびに12および17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券ならびに12および17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(八) 委託会社は、信託金を、前記(ロ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5の権利の性質を有するもの

(二) 前記(ロ)の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を主として前記(八)に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

(参考) マザーファンドの投資対象

(イ) この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。(JFアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド(適格機関投資家専用)約款(以下「マザーファンド信託約款」といいます。))

1. 次に掲げる特定資産
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引(次に掲げるものに限ります。) にかかる権利
 - (1) 有価証券指数等先物取引にかかる権利
 - (2) 有価証券オプション取引にかかる権利
 - (3) 外国市場証券先物取引にかかる権利
 - (4) 有価証券店頭指数等先物取引にかかる権利
 - (5) 有価証券店頭オプション取引にかかる権利
 - (6) 有価証券店頭指数等スワップ取引にかかる権利
 - (7) 金融先物取引にかかる権利
 - (8) 金融デリバティブ取引にかかる権利
 - (9) 外国金融商品市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利

八．金銭債権（イ、ロ、ニに掲げるものを除きます。）

二．約束手形（イに掲げるものを除きます。）

2．為替手形

(ロ) 委託会社（委託会社から運用の指図の権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下(ロ)において同じ。）に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証券

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券

6．コマーシャル・ペーパー

7．外国または外国の者の発行する証券または証書で、1から6までの証券または証書の性質を有するもの

8．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。）

9．投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号に規定するものをいいます。）、ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号に規定するものをいいます。）をいいます。以下同じ。）

10．外国の者の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）

11．外国法人が発行する譲渡性預金証書

12．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13．銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権であって金融商品取引法第2条第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの、および外国の者に対する権利で同様の有価証券の性質を有するもの（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）。

なお、1の証券または証書および7の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から5までの証券および7の証券のうち2から5までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

(ハ) 委託会社は、信託金を、前記(ロ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6．外国の者に対する権利で5の権利の性質を有するもの

(ニ) 前記(ロ)の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記(ハ)に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

以下の運用体制は、当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの受益証券にかかるものです。

JFアセット・マネジメント・リミテッドのアジア株運用は、総勢72名（2009年12月末現在）のPRG

のメンバーが携わっています。

それぞれの担当国に特化して現地に密着した調査・運用を行うポートフォリオ・マネジャー＝国別スペシャリストと、アジア地域全体をカバーして調査・運用を行うポートフォリオ・マネジャー＝地域スペシャリストが、それぞれの役割を補完し合っています。

国別スペシャリストと地域スペシャリストとの間で行われるPRGミーティングで、アジアの投資方針が討議されます。

年間で延べ約5,800件の企業に対する取材*を行っています。（2008年実績）

* 取材とは、企業訪問、企業来訪、電話取材等を通じて、企業の情報を得ることをいいます。

国別モデル・ポートフォリオ*に含まれる企業には、原則として半年に1回以上の企業に対する取材を行っています。

* 国別モデル・ポートフォリオとは、国別スペシャリストが構築するその国の銘柄だけで構成されたモデル・ポートフォリオです。

企業に対する取材によって得られた情報は「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループ内のデータベース・システムに記録され、PRGを含む類似の運用プロセスによる運用を行う同グループ内のポートフォリオ・マネジャーによるアクセスを常に可能とすることにより、最新の情報の共有化を図っています。

PRGメンバーの常駐する拠点および人数



PRGメンバーの常駐する拠点、PRGのメンバー数および企業に対する取材数は、今後変更されることがあります。

（注）上記マザーファンドの運用体制・組織名称等は、2009年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

- ・ 委託会社による、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先および受託会社に対する管理体制
委託会社は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先の管理については、社内規程を定め、その規程にしたがい、運用商品管理部門が運用体制の状況や運用の基本方針に沿った運用業務の遂行の確認等を行うことにより管理しております。
また、受託会社の管理については、委託会社の事務管理部門において、日々の業務を通じ、受託会社の管理体制および知識・経験等を評価しております。また、必要に応じミーティングを行い、受託会社の業務の状況を確認しております。

（４）【分配方針】

毎決算時に、以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲

信託約款第44条第1項のとおりとします。

分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案し、原則として、繰越分を含めた信託約款第44条第1項第1号に定める配当等収益（同号に定めるみなし配当等収益を含みます。）から分配金額を決定します。ただし、繰越分を含めた信託約款第44条第1項第2号に定める売買益から分配を行うこともあります。また、必ず分配を行うものではありません。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

< 参考 >

収益分配金の支払いについて

収益分配金は、計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として計算期間終了日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

受益者が、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票（当ファンドが振替受益権化される以前に発行されたもの）を保有している場合には、その収益分配金交付票と引換えに当該収益分配金を受益者にお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

（イ）信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

株式への投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）への投資割合には、制限を設けません。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

投資信託証券への投資制限

A 委託会社は、信託財産に属する全ての投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する全ての投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

B 前記Aにおいて信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に対する全ての投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資する株式等の範囲

A 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。）または外国金融商品市場に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

B 前記Aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社はこれに投資することの指図ができるものとします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

A 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外

国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の1および2の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

- 1．先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - 2．先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款第21条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額の範囲内とします。
- B 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の1および2の範囲で行うことの指図をすることができます。
- 1．先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
 - 2．先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- C 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の1および2の範囲で行うことの指図をすることができます。
- 1．先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに信託約款第21条第2項各号に掲げる投資対象で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - 2．先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款第21条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額（以下2において「余資投資対象運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の実質外貨建資産組入可能額（信託財産の純資産総額から、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とに規定するみなし保有外貨建資産の時価総額の合計額を差し引いた額をいいます。以下において同じ。）に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が余資投資対象運用額等の額より少ない場合には、実質外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、またはその価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、スワップ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「旧投信法施行規則」といいます。）第4条第5号に規定するものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。
- B スワップ取引の指図にあたっては、スワップ取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内に全部解約が可能なスワップ取引についてはこの限りではありません。
- C スワップ取引の指図にあたっては、信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計

額（「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下Cにおいて同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、その純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

D 前記Cにおいて、「マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額」とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に対する信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

E スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

F 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引（旧投信法施行規則第4条第1号および第2号に規定するものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。

B 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内に全部解約が可能な金利先渡取引および為替先渡取引についてはこの限りではありません。

C 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引等総合計想定元本額」といいます。以下Cにおいて同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、その純資産総額が減少して、金利先渡取引等総合計想定元本額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引または為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

D 前記Cにおいて「マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額」とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に対する信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

E 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

F 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の1および2の範囲内で貸付ける指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

B 前記A 1および2に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

C 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とみなし保有外貨建資産（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割

合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産およびみなし保有外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

一部解約の請求および有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

再投資の指図

委託会社は、の規定による一部解約金ならびに有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等の利金、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

資金の借入れ

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

B 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する信託約款第21条第2項各号に掲げる投資対象の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、当該投資対象の解約代金および当該有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

C 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とする借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

D 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

受託会社による資金の立替え

A 信託財産に属する有価証券について、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

B 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利金、株式配当金およびその他の未収入金で信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

C 前記AおよびBの立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（参考）マザーファンドの投資制限

(イ) マザーファンド信託約款は、委託会社（委託会社から運用の指図の権限の委託を受けた者を含みます。）によるマザーファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

株式への投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式等の範囲

- A 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場または外国金融商品市場に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- B 前記Aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）
1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつファンドが限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびにマザーファンド信託約款第18条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額の範囲内とします。
- B 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- C 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびにマザーファンド信託約款第18条第2項各号に掲げる投資対象で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびにマザーファンド信託約款第18条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額（以下2において「余資投資対象運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただしヘッジ対象金利商品が外貨建で信託財産の外貨建資産組入可能額（マザーファンド信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が余資投資対象運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびにその価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- B スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンド信託約款第5

条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- C スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- D スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- E 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびにその価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- B 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、マザーファンド信託約款第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- C 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引または為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- D 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- E 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1および2の範囲内で貸付ける指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- B 前記1および2に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- C 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

再投資の指図

委託会社は、の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

受託会社による資金の立替え

- A 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の

申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

- B 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- C 前記AおよびBの立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(ロ) 投資信託及び投資法人に関する法律および金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。(マザーファンドにも同様の投資制限があります。)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を当ファンドの信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

当ファンドは、実質的に同一の運用の基本方針を有するマザーファンド受益証券を主要投資対象として運用を行うため、以下に説明するような、マザーファンドのリスクと同等のものを伴います。以下のリスクおよび留意点に関する説明は特に記載のない限り、マザーファンドについてのものですが、当該リスクおよび留意点は結果的に当ファンドに影響を及ぼすものです。

なお、以下の説明は、全てのリスクについて記載したのではなく、それ以外のリスクも存在することがあります。

マザーファンドは、主に外国株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の財務状況の悪化や倒産等の影響により、その信託財産の価値が下落し、その結果当ファンドが損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。

株価変動リスク

株式の価格動向は、国内外の政治・経済情勢や発行会社の業績・財務状況の変化による影響を受けます。（発行会社の財務状況の悪化、倒産等により価格がゼロになることもあります。）

また、株式の価格は、株式市場における需給や流動性の影響を受けます。マザーファンドは、株価の上昇を捉えることを目標とした、積極的な運用を行うため、株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は高位に保ちます。そのため、マザーファンドの信託財産の価値は、株式の価格変動の結果、大幅に変動または下落する可能性があります。

銘柄選定方法に関するリスク

銘柄の選定はボトムアップ・アプローチにより行いますので、ポートフォリオの構成銘柄や業種配分は、ベンチマークとは異なるものになります。そのため、マザーファンドの信託財産の価値の変動がアジアの株式市場全体の動きやベンチマークの動きと異なり、大きく上下する可能性があります。これにより、投資元本を割り込むことも考えられます。

アジア株のリスク

アジア各国を取巻く社会的・経済的環境は、不透明な場合が多く、それらの国の政府は自国経済を規制または監督する上で大きな影響力を行使することがあります。アジア市場における有価証券が取引される市場、会計基準、財務報告の要件、および法制度は、先進国市場と異なることがあり、このことがより大きなリスク要因となります。政治・経済の急変に際しては、流動性は、より低くなる可能性があり、リスクは高くなります。したがって、マザーファンドの信託財産の価値は先進国市場の投資に比べ、より大幅に変動することが考えられます。

また、マザーファンドの投資対象株式が上場または取引されているアジア各国の税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、マザーファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

カバード・ワラント、株価連動社債のリスク

マザーファンドがカバード・ワラントや株価連動社債に投資する場合、当該有価証券の原資産（連動対象となる株式または株価指数）にかかる株価変動リスク、為替変動リスク等に加え、当該有価証券の発行体自体の信用リスクも生じます。なお、一般に信用リスクとは、債務者の倒産や財務状況の悪化、あるいは債務者の所在する国家の政情不安などにより、債務者が債権者に対して元金、償還金や利息をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、債務者にそのような状況が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該債務者が発行する債券やカバード・ワラント等の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）しやすくなります。そのため、マザーファンドの信託財産の価値が下がる要因となります。

為替変動リスク

マザーファンドは、主として外貨建資産に投資しますが、マザーファンド・当ファンド共、原則として為替ヘッジを行いません。このため、為替相場の変動により、マザーファンドの信託財産の価値が変動する

ことがあります。

投資銘柄集中リスク

マザーファンドは少数の銘柄に集中して投資する場合があります。このため、株式市場全体の動きやベンチマークの動きと異なり、信託財産の価値が大きく上下することがあります。それにより、投資元本を割り込むこともあります。

投資方針の変更について

経済情勢や投資環境等の変化、および投資効率等の観点などから、投資対象および投資手法の変更を行う場合があります。（ベンチマークを変更することもあります。）また、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先を変更する場合があります。

受益者（投資家）の解約・追加による資金流出入に伴うリスクおよび留意点

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際にマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動する可能性があります。また、大量の資金の追加があった場合には、原則として、迅速に株式組入れを行います。買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間がかかることもあります。さらに、マザーファンドを投資対象とする他の投資信託が設定されている場合には、当該投資信託の解約・追加により生じる同様の資金流出入に伴うリスクがあります。

繰上げ償還等について

当ファンドは、受益権の総口数が10億口を下回る事となった場合、委託会社が受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託期間の途中であっても繰上げ償還することがあります。

また、投資環境の変化等により、委託会社が申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

流動性のリスク

急激かつ大量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、マザーファンドの信託財産の価値が影響を受け損失を被ることがあります。

デリバティブ商品のリスク

マザーファンドは、先物、オプション、スワップ取引等のデリバティブ商品を用いる場合があります。デリバティブ商品は、その他の投資手段と比較して、金利等の市場環境の変動に対してより大きく価格が変動するため、マザーファンドの信託財産の価値はデリバティブ商品を用いない場合と比べてより大きく変動する場合があります。マザーファンドにおいては、ヘッジ目的のみでデリバティブ商品を利用しますが、意図した効果をもたらさず損失または収益機会の逸失の原因となる場合があります。デリバティブ商品の取引契約の相手に債務不履行が生じた場合は損失が生じる可能性があります。デリバティブ商品の種類によってはコストが発生しマザーファンドの収益をその分減少させることがあります。

デリバティブ商品を利用する際には、ブローカーに取引にかかる証拠金（現金または有価証券）を差し入れなければならないことがあります。そのような証拠金の保全にかかる制度は、ブローカーの所在国やデリバティブ商品の取引市場によって異なり、また個々のブローカーとの取引条件によって異なることもあります。その結果、証拠金を差し入れたブローカーに対する信用リスクが発生することがあり、当該ブローカーが倒産等の破綻状況に陥った場合は、証拠金の全額を失う可能性があります。

その他のリスクおよび留意点

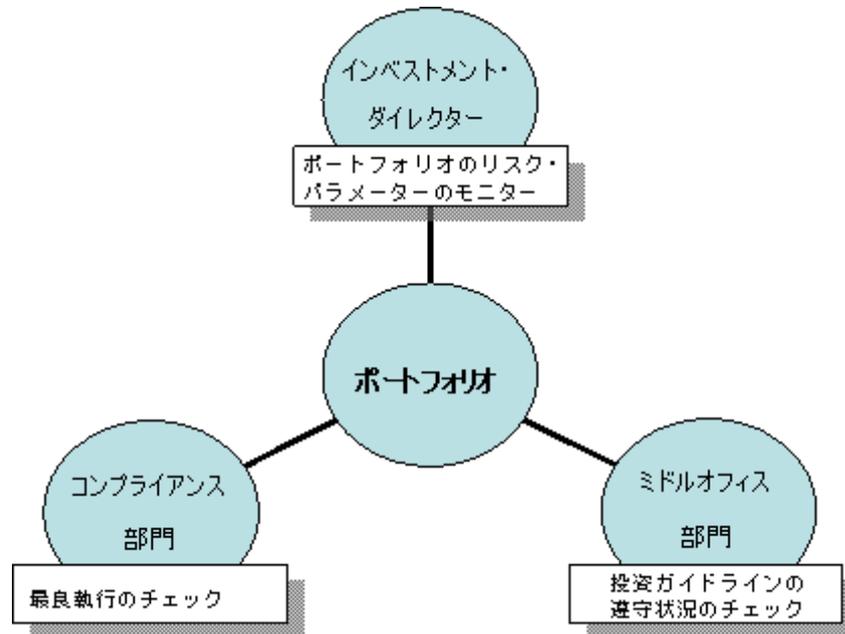
その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きたときなど、市場が混乱することが考えられます。このような場合に、有価証券が取引される市場の取引停止等やむを得ない事情があるときは、一時的に当ファンドの受益権およびマザーファンドの受益証券が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合などには、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドおよびマザーファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

さらに、当ファンドおよびマザーファンドは、短期間に大量の解約があった場合等に、信託財産が十分な資産規模にならないことがあり得ます。その場合、本書で説明する運用方針および投資態度に完全に合致した運用ができないおそれがあり、その結果当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動したり、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣ることとなる可能性があります。

(2) 投資リスクに関する管理体制

運用のリスク管理体制

以下は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた、JFアセット・マネジメント・リミテッドにおけるものです。



(2009年12月末現在)

- 独立した部署であるポートフォリオ・アナリシス・グループが毎月、運用成果の要因分析レポートを作成し、ポートフォリオ・マネジャーが国別投資比率、為替リスク、銘柄選択等の異なる要因のマザーファンドに対する影響を検証しています。四半期毎のインベストメント・ダイレクターとポートフォリオ・マネジャーの間のレビュー・ミーティングでは対ベンチマークでのオーバーウェイトおよびアンダーウェイト^{*}が説明され、議論されます。

^{*} オーバーウェイト：資産配分を決定する際に、ある投資対象への配分比率を、基準となる資産の配分比率より多くすること。

アンダーウェイト：資産配分を決定する際に、ある投資対象への配分比率を、基準となる資産の配分比率より少なくすること。

- コンプライアンス部門はサンプルベースで約定価格を売買高加重平均価格と比較し、最良執行の観点からチェックするなど、モニタリング体制を構築しています。
- 投資ガイドライン^{*}違反を未然防止するためのモニター・システムをポートフォリオ・マネジャーは活用しています。このシステムは潜在的投資ガイドライン違反を発見した場合は、ポートフォリオ・マネジャーに対し警告を発します。ポートフォリオ・マネジャーは警告を無効とするためには、警告がなぜ無効となるのか理由を入力しなければなりません。この入力された理由はレポートにまとめられ、リスク管理部門およびミドルオフィス部門により、無効の理由が妥当なものであるかが検証されます。

^{*} マザーファンドの投資方針や投資範囲・制限等の詳細を定めた内部のガイドラインです。

為替ヘッジについてのリスク管理体制

当ファンドおよびマザーファンドに対する為替ヘッジは、原則として行いませんが、経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合、委託会社は当ファンドにおいて、為替ヘッジを行うことがあります。その場合は、委託会社のリスク管理部門が日々為替に対するヘッジ状況をモニターします。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.15%（税抜3.0%）が上限となっています。

申込手数料の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）につきましては、販売会社にお問い合わせください。

「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社

申込取扱場所	本店および本社所在地
日興コーディアル証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

なお、一部の本支店等で取扱いを行わないこととしている場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得申込時に、申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

当ファンドの受益権の換金時に、換金手数料はかかりません。

当ファンドによるマザーファンド受益証券の換金時に、換金手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.6065%（税抜1.53%）を乗じて得た額とします。

委託会社は、收受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分 (純資産総額に対し)	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.7665% (税抜0.73%)	年率0.735% (税抜0.70%)	年率0.105% (税抜0.10%)

委託会社の受ける報酬には、マザーファンドの運用委託に係る投資顧問会社への報酬（信託財産の純資産総額に対し年率0.5%）が含まれています。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支弁されます。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

(4)【その他の手数料等】

その他、以下の費用を信託財産で負担します。

有価証券取引、先物取引、オプション取引および外国為替取引にかかる費用（売買委託手数料）が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。

外貨建資産の保管費用が実費でかかります。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息が実費でかかります。

カバード・ワラントまたは株価連動社債に投資する場合、その発行体が発行に関連する費用を発行価格に転嫁している場合があります。この場合、当ファンドは間接的に当該費用を負担することとなります。

投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券（以下総称して「投資信託証券」といいます。）に投資する場合には、当該投資信託証券にかかる投資信託、外国投資信託、投資法人

または外国投資法人内において発生する、以下のような費用が間接的に当ファンドの負担となります。

- (a) 運用報酬
- (b) 運用に付随して発生する費用
- (c) 法人の運営のための各種の費用（投資法人および外国投資法人のみ）

また、投資信託証券の銘柄によっては上記以外の費用がかかる場合があります。上記の費用は、当ファンドにおいて投資する銘柄やその投資比率が固定されているものではなく、また、銘柄ごとに種類、金額および算出方法が異なり、費用の概要を適切に記載することが困難なことから、具体的な種類、金額および計算方法を記載しておりません。

当ファンドの監査費用は、実際に委託会社が支払った費用について信託財産から支弁を受ける方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を当該監査に要する諸費用とみなし、そのみなし額の支弁を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了のとき信託財産中から受けるものとします。

委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

マザーファンドにおいても、上記 から までの費用を負担します。

上記 から までの手数料等の合計額は、当ファンドおよびマザーファンドの運用状況により変動し、事前に確定しておらず、また受益者が当ファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載しておりません。当該手数料等は、当ファンドにおいて間接的にご負担いただきます。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成21年12月末現在のものです。

個別元本について

追加型の公募株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一販売会社であっても、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合にはそれぞれ別個に、個別元本が計算される場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の「収益分配金の課税について」をご参照ください。）

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控

除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

法人、個人別の課税の取扱いについて

(a) 個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は10%（所得税7%および地方税3%）^{*}となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

^{*} 平成23年12月31日までの税率です。平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

(ロ) 一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費^{*1}を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は10%（所得税7%および地方税3%）^{*2}となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記（二）損益通算についてをご参照ください。）

上記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、10%（所得税7%および地方税3%）^{*2}の税率で源泉徴収されます。

^{*1} 個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額です。

^{*2} 平成23年12月31日までの税率です。平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

(ハ) 買取請求時

買取価額から取得費を控除した差益は、上記（ロ）一部解約時・償還時と同様の取扱いとなります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記（二）損益通算についてをご参照ください。）詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(二) 損益通算について

公募株式投資信託（当ファンドを含みます。以下同じ。）の一部解約時、償還時および買取請求時の差損、ならびにその他の上場株式等^{*}の譲渡損は、一定の条件の下で公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取請求時の差益ならびに収益分配金、ならびにその他の上場株式等の譲渡益および配当金と損益通算が可能です。また、ある年における損益通算の結果、譲渡益等から控除しきれない損失がある場合は、その翌年以降3年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができます。損益通算の条件等については、税務専門家（税務署等）または販売会社にご確認ください。

^{*} 上場株式、上場特定株式投資信託（ETF）、上場特定不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託等をいいます。詳しくは税務専門家（税務署等）にお問い合わせください。

(b) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）^{*}の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

特別分配金は課税されません。

買取請求の詳細は、販売会社にお問い合わせください。

^{*} 平成23年12月31日までの税率です。平成24年1月1日からは15%（所得税15%）となる予定です。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成21年12月18日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	991,610,302	100.15
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,456,609	0.15
合計(純資産総額)		990,153,693	100.00

(注)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

親投資信託は、全て「JFアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド(適格機関投資家専用)」です(以下同じ)。

(参考)JFアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成21年12月18日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	78,092,431	0.30
	香港	12,327,323,506	46.60
	シンガポール	1,998,938,541	7.55
	マレーシア	244,564,496	0.92
	タイ	455,620,095	1.72
	インドネシア	1,126,915,203	4.26
	韓国	5,641,027,280	21.32
	台湾	4,284,640,175	16.19
	小計	26,157,121,727	98.86
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	302,380,618	1.14
合計(純資産総額)		26,459,502,345	100.00

(注1)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2)マザーファンドは、本書の「投資方針」に記載のある国の企業が発行する有価証券に投資を行いますが、上記の「国/地域」のうち本書に記載のある国以外に所在する発行会社の有価証券への投資は、当該会社の実質的な営業活動が本書に記載のある国を拠点として行われていることから、本書の投資方針に記載のある国の企業の有価証券への投資に該当すると判断しております。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成21年12月18日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	JFアジア株・アクティブ・オープン ・マザーファンド(適格機関投資家専 用)	446,008,322	2.2412	999,593,852	2.2233	991,610,302	100.15

(参考) J F アジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成21年12月18日現在)

順位	国/ 地域	投資 国	種 類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価 額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	韓国	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	半導体・半導体製造装置	26,500	54,253.29	1,437,712,396	57,987.00	1,536,655,500	5.81
2	香港	中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	17,491,000	78.38	1,370,998,802	72.62	1,270,338,097	4.80
3	台湾	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY CO.,LTD.	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3,083,832	367.07	1,132,013,050	386.39	1,191,592,684	4.50
4	香港	中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	15,393,000	82.20	1,265,404,019	74.23	1,142,768,623	4.32
5	香港	中国	株式	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	エネルギー	2,223,500	445.46	990,499,132	435.07	967,395,933	3.66
6	香港	中国	株式	CNOOC LTD	エネルギー	6,423,000	144.33	927,066,274	139.27	894,537,633	3.38
7	韓国	韓国	株式	KB FINANCIAL GROUP INC	銀行	155,951	4,524.50	705,600,611	4,608.63	718,722,016	2.72
8	香港	中国	株式	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	保険	1,575,000	446.22	702,803,399	439.10	691,592,737	2.61
9	台湾	台湾	株式	UNITED MICROELECTRONICS CORPORATION	半導体・半導体製造装置	12,833,000	45.72	586,733,242	43.19	554,308,602	2.09
10	シンガポール	シンガポール	株式	UNITED OVERSEAS BANK	銀行	434,000	1,216.83	528,108,387	1,244.21	539,987,834	2.04
11	台湾	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	半導体・半導体製造装置	2,934,451	170.56	500,523,438	171.67	503,763,072	1.90
12	台湾	台湾	株式	AU OPTRONICS CORP	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5,153,010	89.63	461,887,574	97.42	502,047,458	1.90
13	韓国	韓国	株式	DAELIM INDUSTRIAL CO	資本財	76,960	6,306.55	485,352,857	6,412.67	493,519,852	1.87
14	台湾	台湾	株式	MEDIATEK INCORPORATION	半導体・半導体製造装置	323,572	1,407.80	455,527,873	1,457.27	471,535,004	1.78
15	インドネシア	インドネシア	株式	PT UNITED TRACTORS TBK	資本財	3,095,583	147.72	457,294,998	150.57	466,117,410	1.76
16	香港	中国	株式	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	素材	816,000	617.51	503,889,384	565.14	461,155,056	1.74
17	韓国	韓国	株式	SAMSUNG ENGINEERING CO LTD	資本財	56,454	8,835.16	498,780,648	8,148.50	460,015,419	1.74
18	香港	中国	株式	LI NING CO LTD	耐久消費財・アパレル	1,394,500	271.06	377,993,867	315.37	439,789,043	1.66
19	韓国	韓国	株式	KOREA ELECTRIC POWER CORPORATION	公益事業	176,320	2,543.46	448,464,506	2,467.28	435,032,572	1.64
20	香港	中国	株式	ANGANG STEEL CO LTD-H	素材	2,248,000	182.01	409,174,896	191.98	431,586,326	1.63
21	韓国	韓国	株式	GS ENGINEERING & CONSTRUCT	資本財	51,500	8,338.00	429,407,000	8,338.00	429,407,000	1.62
22	香港	中国	株式	CHINA RESOURCES LAND LTD	不動産	2,058,000	218.22	449,116,516	207.41	426,850,191	1.61
23	香港	中国	株式	CHINA NATIONAL BUILDINGS MA-H	素材	2,276,000	188.28	428,539,585	178.86	407,097,650	1.54
24	シンガポール	香港	株式	JARDINE MATHESON HLDGS LTD	資本財	157,200	2,661.29	418,355,233	2,588.83	406,964,076	1.54
25	香港	中国	株式	CHINA YURUN FOOD GROUP LIMITED	食品・飲料・タバコ	1,687,000	198.89	335,532,153	239.40	403,881,296	1.53
26	シンガポール	シンガポール	株式	DBS GROUP HOLDINGS LTD	銀行	422,000	899.44	379,565,958	946.51	399,430,089	1.51

27	香港	香港	株式	SUN HUNG KAI PROPERTIES	不動産	292,000	1,342.06	391,883,272	1,317.89	384,825,340	1.45
28	シンガ ポール	シンガ ポール	株式	CAPITALAND LTD	不動産	1,441,000	262.70	378,564,101	263.98	380,397,341	1.44
29	香港	香港	株式	HANG LUNG PROPERTIES LTD	不動産	1,112,000	353.93	393,572,940	337.24	375,014,216	1.42
30	韓国	韓国	株式	SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	銀行	108,006	3,623.23	391,331,659	3,464.05	374,139,264	1.41

(注) 上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しております。なお、「投資国」には、第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格 (二)ファンドの特色および2 投資方針 (1)投資方針 (イ)運用方針の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国」における国/地域名が異なる場合があります。

種類別及び業種別投資比率

(平成21年12月18日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.15

(参考) JFアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド (適格機関投資家専用)

(平成21年12月18日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	9.04
		素材	9.57
		資本財	9.21
		耐久消費財・アパレル	2.57
		消費者サービス	1.84
		小売	2.09
		食品・飲料・タバコ	2.45
		銀行	20.72
		各種金融	1.37
		保険	3.57
		不動産	11.25
		ソフトウェア・サービス	1.07
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.39
		電気通信サービス	1.20
公益事業	2.60		
半導体・半導体製造装置	12.92		
合計			98.86

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年12月18日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(平成17年11月15日)	1,138	1,138	1.1774	1.1774
2期	(平成18年11月15日)	6,380	6,380	1.5727	1.5727
3期	(平成19年11月15日)	7,329	7,329	2.3499	2.3499
4期	(平成20年11月17日)	1,505	1,505	0.8005	0.8005
5期	(平成21年11月16日)	1,057	1,057	1.3634	1.3634
	平成20年11月末日	1,441	-	0.7832	-
	平成20年12月末日	1,438	-	0.8261	-
	平成21年1月末日	1,233	-	0.7645	-
	平成21年2月末日	1,182	-	0.7838	-
	平成21年3月末日	1,313	-	0.9021	-
	平成21年4月末日	1,331	-	1.0167	-
	平成21年5月末日	1,509	-	1.1885	-
	平成21年6月末日	1,519	-	1.2130	-
	平成21年7月末日	1,618	-	1.3396	-
	平成21年8月末日	1,443	-	1.2635	-
	平成21年9月末日	1,143	-	1.3155	-
	平成21年10月末日	1,066	-	1.3244	-
	平成21年11月末日	954	-	1.2704	-
	平成21年12月18日	990	-	1.3506	-

【分配の推移】

期	1口当たり分配金(円)
1期	0.0000
2期	0.0000
3期	0.0000
4期	0.0000
5期	0.0000

【収益率の推移】

期	収益率（％）
1期	17.7
2期	33.6
3期	49.4
4期	65.9
5期	70.3

（注）収益率とは計算期間末の基準価額（分配付）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）（以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

6 【手続等の概要】

(1) 申込手続等

申込方法	原則として毎営業日に販売会社にて受付けます。 ただし、香港証券取引所の休業日（半休日を含みます。）には、取得申込みの受付は行いません。
申込価格	取得申込日の翌営業日の基準価額とします。 取得申込みには申込手数料を要します。
申込単位	販売会社が定める単位とします。 ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。 収益分配金の受取方法により、申込みには、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。 申込コースの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。
受渡方法	取得申込代金の支払いについて： 投資家は、申込みの販売会社の定める日までに取得申込代金を当該販売会社に支払うものとします。 受益権の引渡しについて： 当ファンドの受益権は振替受益権のため、申込みの販売会社が、取得申込代金の支払いと引き換えに振替機関等の口座に投資家に係る受益権口数の増加を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。当該口座は、当該投資家が販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ申し出た口座とします。
受付時間	原則として午後3時までとします。
申込の中止	有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付が中止される場合があります。
申込取扱場所	日興コーディアル証券株式会社 本店所在地 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 一部の本支店等で取扱いを行わないこととしている場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2) 換金手続等

換金方法	<p>原則として毎営業日に販売会社にて受付けます。 ただし、香港証券取引所の休業日（半休日を含みます。）には、換金申込みの受付は行いません。 換金方法は、解約請求と買取請求による方法があります。</p>
換金価格	<p>解約請求の場合：換金申込日の翌営業日の基準価額とします。 買取請求の場合：換金申込日の翌営業日の基準価額から、販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する額を差し引いた額とします。（当該源泉徴収税額に相当する額の控除は免除される場合があります。） 換金時に手数料はかかりません。 課税については、前記「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。</p>
換金単位	販売会社が定める単位とします。
受渡方法	<p>換金代金の支払いについて： 原則として換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社の本・支店等においてお支払いいたします。</p> <p>受益権の引渡しについて： 解約請求の場合 当ファンドの受益権は振替受益権のため、換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みに係る当ファンドの一部解約の通知を委託会社が行うのと引き換えに、販売会社を通じて当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。なお、換金申込みは振替受益権をもって行うものとします。当ファンドが振替受益権化される以前に発行された当ファンドの受益証券をお手許で保有されている方は、換金申込みに際して個別に振替受益権とするための所要の手続が必要であり、この手続には時間を要しますのでご注意ください。</p> <p style="text-align: right;">買取請求については販売会社にお問い合わせください。</p>
受付時間	原則として午後3時までとします。
換金の中止	有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。

7【管理及び運営の概要】

(1) 資産管理等の概要

資産の評価	<p>受益権1口当たりの純資産価額（基準価額）は、法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって原則として各営業日に委託会社が計算します。なお、便宜上1万口当たりには換算した価額で表示することがあります。</p> <p>基準価額（1万口当たり）は、販売会社に問い合わせることにより、また原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊により知ることができます。</p>
保管	該当事項はありません。
信託期間	無期限です。
計算期間	<p>毎年11月16日から翌年11月15日までです。</p> <p>計算期間終了日が休業日の場合は翌営業日を計算期間終了日とします。</p> <p>決算日は原則として毎年11月15日（休業日の場合は翌営業日）です。</p>
その他	
信託の終了等	<p>委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、当ファンドを終了させることができます。</p> <p>その他、信託約款は、当ファンドが終了または承継される場合や、受託会社の辞任および解任の場合の取扱いについて規定しています。</p> <p style="text-align: right;">詳しくは、信託約款をご参照ください。</p>
信託約款の変更	<p>委託会社は、受益者の利益のため必要と認められるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託約款を変更することができます。変更内容が重大なものに該当する場合には、受益者は異議を申立てることができます。</p> <p style="text-align: right;">詳しくは、信託約款をご参照ください。</p>
運用報告書	委託会社は、計算期間終了日毎および償還時に運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、受益者に対して販売会社を通して交付します。
関係会社との契約の更新等に関する手続について	<ul style="list-style-type: none"> ・委託会社と販売会社との間の募集等の取扱い等に関する契約は、1年間毎の自動更新規定にしたがって自動更新され、現在に至っています。当ファンドの受益権の募集等の取扱い等も当該契約に基づいています。 ・委託会社とJFアセット・マネジメント・リミテッドとの間の投資運用の委託に関する契約には期限の定めはありません。

(2) 受益者の権利等の概要

収益分配金の請求権	当ファンドにかかる収益の分配を持分に応じて請求することができます。 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日目）までに受益者に支払いを開始します。ただし、「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、収益分配金は再投資されます。
償還金の請求権	償還金を持分に応じて委託会社に請求することができます。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目）までに受益者に支払いを開始します。
受益権の一部解約の実行請求権	受益権の一部解約の実行を、委託会社に請求することができます。
反対者の買取請求権	当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な内容の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。
帳簿の閲覧権	委託会社に対し、その営業時間内に信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第2【財務ハイライト情報】

1. 当ファンドの財務ハイライト情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」に記載している「(1) 貸借対照表」、「(2) 損益及び剰余金計算書」ならびに「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第55条の5の規定により注記されている事項（以下「重要な会計方針に係る事項に関する注記」といいます。）を抜粋して記載しております。

なお、財務ハイライト情報に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（平成19年11月16日から平成20年11月17日まで）及び第5期計算期間（平成20年11月18日から平成21年11月16日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

（当該監査証明にかかる監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」に添付しております。）

1【財務諸表】

【JFアジア株・アクティブ・ポートフォリオ】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 (平成20年11月17日現在)	第5期 (平成21年11月16日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,128	-
親投資信託受益証券	1,531,303,975	1,068,918,468
未収入金	14,421,787	4,920,918
流動資産合計	1,545,728,890	1,073,839,386
資産合計	1,545,728,890	1,073,839,386
負債の部		
流動負債		
未払解約金	14,421,787	4,920,918
未払受託者報酬	1,693,239	712,489
未払委託者報酬	24,213,234	10,188,460
その他未払費用	338,580	142,430
流動負債合計	40,666,840	15,964,297
負債合計	40,666,840	15,964,297
純資産の部		
元本等		
元本	¹ 1,880,119,780	¹ 775,887,351
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	² 375,057,730	² 281,987,738
(分配準備積立金)	1,731,914,808	692,897,066
元本等合計	1,505,062,050	1,057,875,089
純資産合計	1,505,062,050	1,057,875,089
負債純資産合計	1,545,728,890	1,073,839,386

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第４期 (自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日)	第５期 (自 平成20年11月18日 至 平成21年11月16日)
営業収益		
受取利息	4,959	-
有価証券売買等損益	3,704,942,325	735,486,060
営業収益合計	3,704,937,366	735,486,060
営業費用		
受託者報酬	4,555,144	1,412,857
委託者報酬	1 65,138,344	1 20,203,708
その他費用	910,904	282,445
営業費用合計	70,604,392	21,899,010
営業利益又は営業損失（ ）	3,775,541,758	713,587,050
経常利益又は経常損失（ ）	3,775,541,758	713,587,050
当期純利益又は当期純損失（ ）	3,775,541,758	713,587,050
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	948,855,077	293,975,146
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,210,489,937	375,057,730
剰余金増加額又は欠損金減少額	141,133,875	237,433,564
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	223,816,355
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	141,133,875	13,617,209
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,899,994,861	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,899,994,861	-
分配金	2 -	2 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	375,057,730	281,987,738

[次へ](#)

3 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第4期 (自平成19年11月16日 至平成20年11月17日)	第5期 (自平成20年11月18日 至平成21年11月16日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成20年11月15日及び平成20年11月16日が休日のため、信託約款第40条により、当計算期間末日を平成20年11月17日としております。	計算期間末日の取扱い 平成20年11月15日及び平成20年11月16日が休日のため、信託約款第40条により、前計算期間末日を平成20年11月17日としております。また、平成21年11月15日が休日のため、当計算期間末日を平成21年11月16日としております。

（参考）

当ファンドは「JFアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「JFアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

1 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成20年11月17日現在)	(平成21年11月16日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		1,401,418,755	1,093,426,664
コール・ローン		246,526,165	49,039,472
株式		12,919,290,262	25,772,723,445
派生商品評価勘定		-	4,030,845
未収入金		104,111,177	225,237,217
未収配当金		33,585,750	10,410,186
未収利息		1,485	67
流動資産合計		14,704,933,594	27,154,867,896
資産合計		14,704,933,594	27,154,867,896
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		11,196	1,956,996
未払金		32,559,252	-
未払解約金		20,304,528	28,799,081
流動負債合計		52,874,976	30,756,077
負債合計		52,874,976	30,756,077
純資産の部			
元本等			
元本	1	11,286,107,722	12,102,591,014
剰余金			
剰余金		3,365,950,896	15,021,520,805
剰余金合計		3,365,950,896	15,021,520,805
元本等合計		14,652,058,618	27,124,111,819
純資産合計		14,652,058,618	27,124,111,819
負債・純資産合計		14,704,933,594	27,154,867,896

2 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日)	(自 平成20年11月18日 至 平成21年11月16日)
1. 有価証券の 評価基準及 び評価方法	<p>株式及び新株予約権証券 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 同左</p>
2. デリバティブ等の評価 基準及び評 価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>

区分	(自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日)	(自 平成20年11月18日 至 平成21年11月16日)
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換

当ファンドの受益権は、社振法に定める振替投資信託受益権の形態で発行されますので、名義書換手続はありませんが、その譲渡は以下の手続により行われます。

- (1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- (2) 上記(1)の申請があった場合には、上記(1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- (3) 上記(1)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

2 受益者に対する特典

ありません。

3 受益証券の譲渡制限の内容

当ファンドの受益権には、譲渡制限はありません。なお、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4 その他内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(2) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(3) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

第1 ファンドの沿革	
第2 手続等	1 申込手続等 2 換金手続等
第3 管理及び運営	1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 (2) 保管 (3) 信託期間 (4) 計算期間 (5) その他 2 受益者の権利等
第4 ファンドの経理状況	1 財務諸表 2 ファンドの現況
第5 設定及び解約の実績	

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成15年2月7日 マザーファンドの信託契約締結、設定

平成17年4月18日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

申込方法

申込期間中の毎営業日に販売会社において、販売会社所定の方法で当ファンドの受益権の取得申込みの受付が行われます。

ただし、香港証券取引所の休業日（半休日を含みます。）には、取得申込みの受付は行いません。

申込価格

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込みには申込手数料を要します。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

基準価額（1万口当たり）は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額（1万口当たり）は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

申込単位

収益分配金の受取方法により、申込みには、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。

いずれのコース共、申込単位は、販売会社が定める単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。

申込コースの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

受渡方法

(a) 取得申込代金の支払いについて

投資家は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金を当該販売会社に支払うものとします。

(b) 受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、申込みの販売会社が、取得申込代金の支払いと引き換えに振替機関等の口座に投資家に係る受益権口数の増加を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。当該口座は、当該投資家が販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ申し出た口座とします。なお、委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

受付時間

取得申込みの受付は、原則として午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。

申込の中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、投資家は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、投資家はその取得申込みを撤回しない場合には、その取得申込みは当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその取得申込みを受付けたものとして取り扱うこととします。

申込取扱場所

申込期間中、販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社

申込取扱場所	本店および本社所在地
日興コーディアル証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

なお、一部の本支店等で取扱いを行わないこととしている場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

換金方法

原則として毎営業日に販売会社にて受付けます。

ただし、香港証券取引所の休業日（半休日を含みます。）には、換金申込みの受付は行いません。

換金の方法は、解約請求と買取請求による方法があります。

換金価格

(a) 解約請求

換金申込日の翌営業日の基準価額とします。

（換金にかかる課税については、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。）

(b) 買取請求

換金申込日の翌営業日の基準価額から販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する額を差し引いた額とします。（当該源泉徴収税額に相当する金額の控除は免除される場合があります。）

買取請求時の手続等については、販売会社にお問い合わせください。

（換金にかかる課税については、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。）

換金価格は、毎営業日に計算され、販売会社にお問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「1 申込（販売）手続等 申込取扱場所」をご参照ください。

解約請求・買取請求共、換金時に手数料はかかりません。

換金単位

販売会社が定める単位とします。

受渡方法

(a) 換金代金の支払いについて

原則として換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社の本・支店等においてお支払いいたします。

(b) 受益権の引渡しについて

解約請求の場合

当ファンドの受益権は振替受益権のため、換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みに係る当ファンドの一部解約の通知を委託会社が行うのと引き換えに、販売会社を通じて当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。なお、換金申込みは振替受益権をもって行うものとします。当ファンドが振替受益権化される以前に発行された当ファンドの受益証券をお手許で保有されている方は、換金申込みの際に個別に振替受益権とするための所要の手続が必要であり、この手続には時間を要しますのでご注意ください。

買取請求については販売会社にお問い合わせください。

受付時間

換金申込みの受付は、原則として午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。

換金の中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、その換金申込みは当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその換金申込みを受付けたものとして取り扱うこととします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

受益権1口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益権1口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

受益権1万口当たりの基準価額は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、受益権1万口当たりの基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社

申込取扱場所	本店および本社所在地
日興コーディアル証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

なお、一部の本支店等で取扱いを行わないこととしている場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限です。

ただし、後記「(5) その他 信託の終了等」に記載する特定の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとします。

計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、計算期間終了日を「決算日」ということがあり、上記より当ファンドの決算日は原則として毎年11月15日（該当日が休業日の場合は翌営業日）となります。

(5)【その他】

信託の終了等

(a) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。その場合委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前記a.の場合において、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を知れている受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 前記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記a.の信託契約の解約をしません。

- e. 委託会社は、前記d.により当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 前記c.からe.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記c.の一定の期間が一月を下らないこととすることが困難な場合には適用しません。
- (注) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(b) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、後記「 信託約款の変更」の規定にしたがいます。

(c) 委託会社の登録取消に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し信託を終了させるものとします。ただし、監督官庁が当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「 信託約款の変更」で受益者による反対が受益権総口数の二分の一を超える場合を除き、当ファンドはその委託会社と受託会社との間において存続します。

(d) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業は承継されることがあります。

(e) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社は、新受託会社を選任できないときは、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
 - (b) 委託会社は、前記(a)の変更のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - (d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の信託約款の変更をしません。
 - (e) 委託会社は、前記(d)により信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - (f) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、前記(a)から(e)までの規定にしたがいます。
- (注) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、当ファンドについて、計算期間終了日毎および償還時に運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。

関係会社との契約の更新等に関する手続について

- (a) 委託会社と販売会社との間の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とするとされています。委託会社と販売会社との間の当該契約は、かかる規定にしたがって自動更新され、現在に至っています。当ファンドの受益権の募集等の取扱い等も当該契約に基づいています。
- (b) 委託会社とJFアセット・マネジメント・リミテッドとの間の投資運用の委託に関する契約には期限の定めはありません。

2【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドにかかる収益の分配を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日目）までに、毎計算期間終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払いを開始します。ただし、受益者が、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票（当ファンドが振替受益権化される以前に発行されたもの）を保有している場合には、その収益分配金交付票と引換えに当該収益分配金を受益者にお支払いします。また、「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付され、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行

います。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとします。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目）までに、信託終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払いを開始します。当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還の通知をするのと引き換えに、販売会社を通じて当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。当ファンドが振替受益権化される以前に発行された当ファンドの受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から当該受益証券と引き換えに当該受益者に支払われます。

償還金の支払いは、販売会社において行うものとします。

受益者が、償還金について前記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約を請求する権利を有します。

(4) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な内容の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「1 資産管理等の概要 (5) その他 信託の終了等」または「 信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

(5) 帳簿の閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- 1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第4期計算期間（平成19年11月16日から平成20年11月17日まで）については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しており、第5期計算期間（平成20年11月18日から平成21年11月16日まで）については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（平成19年11月16日から平成20年11月17日まで）及び第5期計算期間（平成20年11月18日から平成21年11月16日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【JFアジア株・アクティブ・ポートフォリオ】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 (平成20年11月17日現在)	第5期 (平成21年11月16日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,128	-
親投資信託受益証券	1,531,303,975	1,068,918,468
未収入金	14,421,787	4,920,918
流動資産合計	1,545,728,890	1,073,839,386
資産合計		
	1,545,728,890	1,073,839,386
負債の部		
流動負債		
未払解約金	14,421,787	4,920,918
未払受託者報酬	1,693,239	712,489
未払委託者報酬	24,213,234	10,188,460
その他未払費用	338,580	142,430
流動負債合計	40,666,840	15,964,297
負債合計		
	40,666,840	15,964,297
純資産の部		
元本等		
元本	¹ 1,880,119,780	¹ 775,887,351
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	² 375,057,730	² 281,987,738
(分配準備積立金)	1,731,914,808	692,897,066
元本等合計	1,505,062,050	1,057,875,089
純資産合計		
	1,505,062,050	1,057,875,089
負債純資産合計		
	1,545,728,890	1,073,839,386

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第４期 (自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日)	第５期 (自 平成20年11月18日 至 平成21年11月16日)
営業収益		
受取利息	4,959	-
有価証券売買等損益	3,704,942,325	735,486,060
営業収益合計	3,704,937,366	735,486,060
営業費用		
受託者報酬	4,555,144	1,412,857
委託者報酬	1 65,138,344	1 20,203,708
その他費用	910,904	282,445
営業費用合計	70,604,392	21,899,010
営業利益又は営業損失（ ）	3,775,541,758	713,587,050
経常利益又は経常損失（ ）	3,775,541,758	713,587,050
当期純利益又は当期純損失（ ）	3,775,541,758	713,587,050
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	948,855,077	293,975,146
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,210,489,937	375,057,730
剰余金増加額又は欠損金減少額	141,133,875	237,433,564
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	223,816,355
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	141,133,875	13,617,209
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,899,994,861	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,899,994,861	-
分配金	2 -	2 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	375,057,730	281,987,738

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第4期 (自平成19年11月16日 至平成20年11月17日)	第5期 (自平成20年11月18日 至平成21年11月16日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成20年11月15日及び平成20年11月16日が休日のため、信託約款第40条により、当計算期間末日を平成20年11月17日としております。	計算期間末日の取扱い 平成20年11月15日及び平成20年11月16日が休日のため、信託約款第40条により、前計算期間末日を平成20年11月17日としております。また、平成21年11月15日が休日のため、当計算期間末日を平成21年11月16日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第4期 (平成20年11月17日現在)	第5期 (平成21年11月16日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	3,119,114,270円 186,187,787円 1,425,182,277円	1,880,119,780円 72,053,747円 1,176,286,176円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は375,057,730円であります。	-
3 計算期間末日における受益権の総数	1,880,119,780口	775,887,351口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第 4 期 (自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日)	第 5 期 (自 平成20年11月18日 至 平成21年11月16日)
1 信託財産の運用の指図に関する 権限の全部または一部を委託す るために要する費用として委託 者報酬の中から支弁している額	純資産総額に年10,000分の50 の率を乗じて得た額	同左
2 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	- 円	17,141,834円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有 価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	321,487,341円	171,803,097円
分配準備積立金額	1,731,914,808円	675,755,232円
当ファンドの分配対象収益額	2,053,402,149円	864,700,163円
当ファンドの期末残存口数	1,880,119,780口	775,887,351口
1万口当たり収益分配対象額	10,921.65円	11,144.66円
1万口当たり分配金額	- 円	- 円
収益分配金金額	- 円	- 円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 4 期 (平成20年11月17日現在)		第 5 期 (平成21年11月16日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益 に含まれた評価差 額(円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益 に含まれた評価差 額(円)
親投資信託受益証券	1,531,303,975	2,762,528,048	1,068,918,468	434,111,007
合計	1,531,303,975	2,762,528,048	1,068,918,468	434,111,007

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

区分	第 4 期 (平成20年11月17日現在)	第 5 期 (平成21年11月16日現在)
1口当たりの純資産額	0.8005円	1.3634円
(1万口当たりの純資産額)	(8,005円)	(13,634円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表（平成21年11月16日現在）

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	J F アジア株・アクティブ・オープン・マ ザーファンド（適格機関投資家専用）	476,940,241	1,068,918,468	
合計			476,940,241	1,068,918,468	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「JFアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「JFアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

区分	注記 番号	(平成20年11月17日現在)	(平成21年11月16日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		1,401,418,755	1,093,426,664
コール・ローン		246,526,165	49,039,472
株式		12,919,290,262	25,772,723,445
派生商品評価勘定		-	4,030,845
未収入金		104,111,177	225,237,217
未収配当金		33,585,750	10,410,186
未収利息		1,485	67
流動資産合計		14,704,933,594	27,154,867,896
資産合計		14,704,933,594	27,154,867,896
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		11,196	1,956,996
未払金		32,559,252	-
未払解約金		20,304,528	28,799,081
流動負債合計		52,874,976	30,756,077
負債合計		52,874,976	30,756,077
純資産の部			
元本等			
元本	1	11,286,107,722	12,102,591,014
剰余金			
剰余金		3,365,950,896	15,021,520,805
剰余金合計		3,365,950,896	15,021,520,805
元本等合計		14,652,058,618	27,124,111,819
純資産合計		14,652,058,618	27,124,111,819
負債・純資産合計		14,704,933,594	27,154,867,896

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日)	(自 平成20年11月18日 至 平成21年11月16日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式及び新株予約権証券 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 同左</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>

区分	(自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日)	(自 平成20年11月18日 至 平成21年11月16日)
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成20年11月17日現在)	(平成21年11月16日現在)
1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額		
期首元本額	13,236,067,286円	11,286,107,722円
期中追加設定元本額	2,796,230,070円	4,139,217,353円
期中解約元本額	4,746,189,634円	3,322,734,061円
本報告書における開示対象ファンドの期末における元本の内訳（注）		
J Fアジア株・アクティブ・オープン	9,310,206,921円	10,566,489,635円
J Fアジア株・アクティブ・オープンV A（適格機関投資家専用）	244,555,800円	285,844,831円
J Fアジア株・アクティブ・ポートフォリオ	1,179,559,371円	476,940,241円
J Fアジア株・アクティブ・オープン（SMA専用）	10,848,790円	- 円
J Fアジア株・ファースト・アクティブ・オープン（適格機関投資家専用）	540,936,840円	773,316,307円
合計	11,286,107,722円	12,102,591,014円
2 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	11,286,107,722口	12,102,591,014口

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成20年11月17日現在)		(平成21年11月16日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益 に含まれた評価差 額(円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益 に含まれた評価差 額(円)
株式	12,919,290,262	10,600,435,289	25,772,723,445	7,034,214,579
合計	12,919,290,262	10,600,435,289	25,772,723,445	7,034,214,579

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

区分	(自平成19年11月16日 至平成20年11月17日)	(自平成20年11月18日 至平成21年11月16日)
1. 取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避及び効率的な運用に資することを目的としております。	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従い、運用担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	(平成20年11月17日現在)				(平成21年11月16日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約 取引 買建 アメリカ ドル	3,000,000	-	2,988,804	11,196	180,736,996	-	178,780,000	1,956,996
	売建 アメリカ ドル	-	-	-	-	501,000,000	-	498,829,227	2,170,773
	香港ドル	-	-	-	-	180,736,996	-	178,876,924	1,860,072
合計		3,000,000	-	2,988,804	11,196	862,473,992	-	856,486,151	2,073,849

(注) 1. 為替予約の時価の算定方法

- (1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- ・ 計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- (2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
 3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

区分	(平成20年11月17日現在)	(平成21年11月16日現在)
1口当たりの純資産額	1.2982円	2.2412円
(1万口当たりの純資産額)	(12,982円)	(22,412円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表（平成21年11月16日現在）

(イ) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考	
アメリカドル	JARDINE MATHESON HLDGS LTD	138,800	29.70	4,122,360.00		
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	80,999	10.59	857,779.41		
小計	銘柄数：	2		4,980,139.41		
				(445,224,463)		
	組入時価比率：	1.6%		1.7%		
香港ドル	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL -H	4,318,000	6.82	29,448,760.00		
	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	1,778,500	38.70	68,827,950.00		
	CNOOC LTD	6,938,000	12.54	87,002,520.00		
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	3,076,000	8.70	26,761,200.00		
	ANGANG STEEL CO LTD-H	1,766,000	15.36	27,125,760.00		
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	816,000	53.65	43,778,400.00		
	CHINA NATIONAL BUILDINGS MA-H	1,494,000	16.74	25,009,560.00		
	MAANSHAN IRON & STEEL-H	3,254,000	5.03	16,367,620.00		
	CHINA RAILWAYS CONSTRUCTION-H	2,222,500	10.74	23,869,650.00		
	HUTCHISON WHAMPOA	346,000	54.50	18,857,000.00		
	LI NING CO LTD	1,394,500	23.55	32,840,475.00		
	PORTS DESIGN LIMITED	865,000	20.00	17,300,000.00		
	WYNN MACAU LTD	2,133,200	10.40	22,185,280.00		
	LIFESTYLE INTL HLDGS LTD	1,902,000	13.18	25,068,360.00		
	PARKSON RETAIL GROUP LTD	2,372,500	12.70	30,130,750.00		
	CHINA YURUN FOOD GROUP LIMITED	2,032,000	17.28	35,112,960.00		
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	14,653,000	7.14	104,622,420.00		
	HANG SENG BANK	67,000	114.80	7,691,600.00		
	IND & COMM BK OF CHINA-H	17,810,000	6.81	121,286,100.00		
	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	1,498,000	38.75	58,047,500.00		
	CHEUNG KONG	510,000	97.95	49,954,500.00		
	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	1,606,400	17.08	27,437,312.00		
	CHINA RESOURCES LAND LTD	2,440,000	18.96	46,262,400.00		
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	1,112,000	30.75	34,194,000.00		
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	292,000	116.60	34,047,200.00		
	WHARF HOLDINGS	709,000	41.45	29,388,050.00		
	TENCENT HOLDINGS LIMITED	158,600	148.30	23,520,380.00		
	CHINA MOBILE LTD	498,000	73.80	36,752,400.00		
	小計	銘柄数：	28		1,102,890,107.00	
					(12,727,351,834)	
		組入時価比率：	46.9%		49.4%	
	シンガポールドル	DBS GROUP HOLDINGS LTD	422,000	14.14	5,967,080.00	
UNITED OVERSEAS BANK		310,000	18.96	5,877,600.00		
CAPITALAND LTD		1,441,000	4.13	5,951,330.00		
YANLORD LAND GROUP LTD		1,936,000	2.29	4,433,440.00		
小計	銘柄数：	4		22,229,450.00		
				(1,434,466,408)		
	組入時価比率：	5.3%		5.6%		
マレーシアリングgit	IOI CORP BERHAD	1,593,000	5.52	8,793,360.00		
小計	銘柄数：	1		8,793,360.00		

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
				(233,639,575)	
	組入時価比率：	0.9%		0.9%	
タイパーツ	SIAM CEMENT PCL NVDR	220,000	212.00	46,640,000.00	
	SIAM COMMERCIAL BANK CO LTD (F)	1,410,300	81.75	115,292,025.00	
小計	銘柄数：	2		161,932,025.00	
				(435,597,147)	
	組入時価比率：	1.6%		1.7%	
インドネシアルピア	TAMBANG BATUBARA BUKIT ASAM	1,215,500	14,550.00	17,685,525,000.00	
	PT UNITED TRACTORS TBK	3,095,583	15,550.00	48,136,315,650.00	
	PT PERUSAHAAN GAS NEGARA	10,959,000	3,625.00	39,726,375,000.00	
小計	銘柄数：	3		105,548,215,650.00	
				(1,013,262,870)	
	組入時価比率：	3.7%		3.9%	
韓国ウォン	POSCO	5,200	543,000.00	2,823,600,000.00	
	DAELIM INDUSTRIAL CO	76,960	83,200.00	6,403,072,000.00	
	GS ENGINEERING & CONSTRUCT	59,000	110,000.00	6,490,000,000.00	
	SAMSUNG ENGINEERING CO LTD	51,454	117,500.00	6,045,845,000.00	
	KANGWON LAND INC	198,000	16,200.00	3,207,600,000.00	
	HANA FINANCIAL HOLDINGS	114,500	36,700.00	4,202,150,000.00	
	KB FINANCIAL GROUP INC	155,951	59,500.00	9,279,084,500.00	
	SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	108,006	47,800.00	5,162,686,800.00	
	WOORI INVESTMENT & SECURITIES	277,920	15,900.00	4,418,928,000.00	
	KOREA ELECTRIC POWER CORPORATION	153,320	33,550.00	5,143,886,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS	25,000	714,000.00	17,850,000,000.00	
小計	銘柄数：	11		71,026,852,300.00	
				(5,497,478,368)	
	組入時価比率：	20.3%		21.3%	
新台湾ドル	TAISHIN FINANCIAL HOLDING CO LTD	8,347,000	13.20	110,180,400.00	
	SHIN KONG FINANCIAL HOLDING CO LTD	5,508,000	13.45	74,082,600.00	
	AU OPTRONICS CORP	3,353,010	31.65	106,122,766.50	
	COMPAL ELECTRONICS INC	1,623,000	43.20	70,113,600.00	
	HON HAI PRECISION INDUSTRY CO.,LTD.	3,083,832	133.00	410,149,656.00	
	ADVANCED SEMICONDUCTOR ENGR	4,932,000	28.60	141,055,200.00	
	MEDIATEK INCORPORATION	271,572	508.00	137,958,576.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	3,223,451	61.80	199,209,271.80	
	UNITED MICROELECTRONICS CORPORATION	11,412,000	16.65	190,009,800.00	
小計	銘柄数：	9		1,438,881,870.30	
				(3,985,702,780)	
	組入時価比率：	14.7%		15.5%	
合計				25,772,723,445	
				(25,772,723,445)	

(注) 各通貨計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注) 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

(口) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成21年12月18日現在）

種類	金額	単位
資産総額	996,471,761	円
負債総額	6,318,068	円
純資産総額(-)	990,153,693	円
発行済口数	733,118,928	口
1口当たり純資産額(/)	1.3506	円

（参考）JFアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成21年12月18日現在）

種類	金額	単位
資産総額	26,778,443,273	円
負債総額	318,940,928	円
純資産総額(-)	26,459,502,345	円
発行済口数	11,900,776,773	口
1口当たり純資産額(/)	2.2233	円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数(口)	解約口数(口)	残存口数(口)
1期	969,680,492	2,998,960	966,681,532
2期	3,774,673,305	684,025,775	4,057,329,062
3期	515,646,901	1,453,861,693	3,119,114,270
4期	186,187,787	1,425,182,277	1,880,119,780
5期	72,053,747	1,176,286,176	775,887,351

（注1）第1期の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

（注2）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

資本金の額（有価証券届出書提出日現在）

資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

会社の意思決定機構

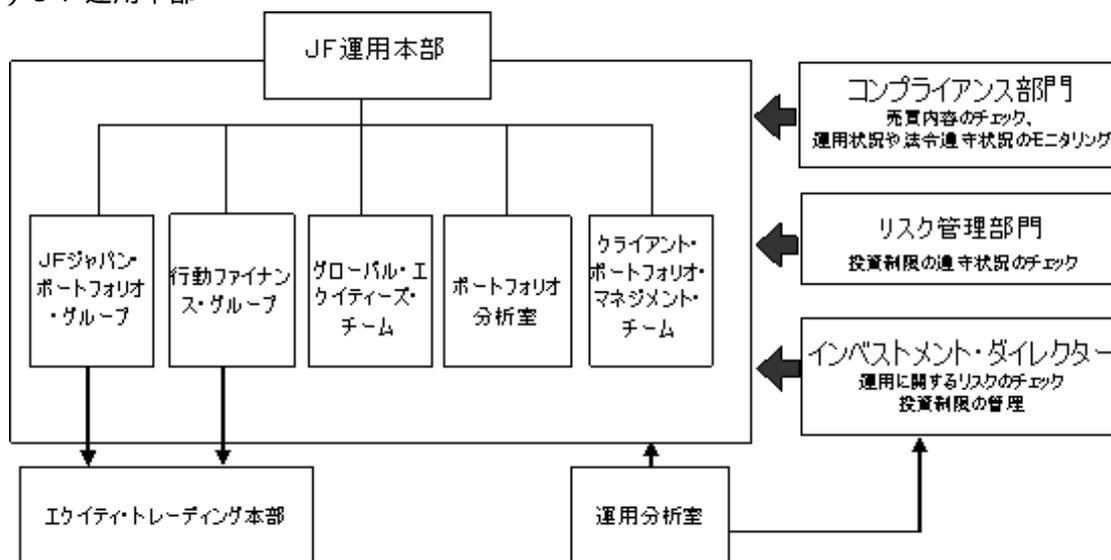
取締役会は、会社の業務執行上重要な事項を決定し、その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。

取締役は、株主総会において選任され、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

また、リスク管理上の重要な事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除く）の決議または審議することを目的とする機関として、リスク・コミッティーがあります。

投資運用の意思決定機構

(イ) JF運用本部



JF運用本部は、JF戦略または行動ファイナンス・戦略に基づいた運用を行います。

JF運用本部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催します。各会議にて、JF戦略または行動ファイナンス・戦略に基づいた国内外株式、その他資産の運用戦略の方向性を決定します。

JFジャパン・ポートフォリオ・グループは、JF日本株式戦略に基づき主に国内株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断のガイドラインとして利用します。

行動ファイナンス・グループは、行動ファイナンス・戦略に基づき主に国内外の株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断のガイドラインとして利用します。

グローバル・エクイティーズ・チームは、「J P モルガン・アセット・マネジメント」グループの各ポートフォリオ・マネジャーと情報交換し外国株式の運用に利用します。

クライアント・ポートフォリオ・マネジメント・チームは、JF運用本部の国内株式運用や海外関係会社に運用を委託しているJF戦略による外国株式運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社及びコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援および新商品の企画立案等に関する

事項を行います。

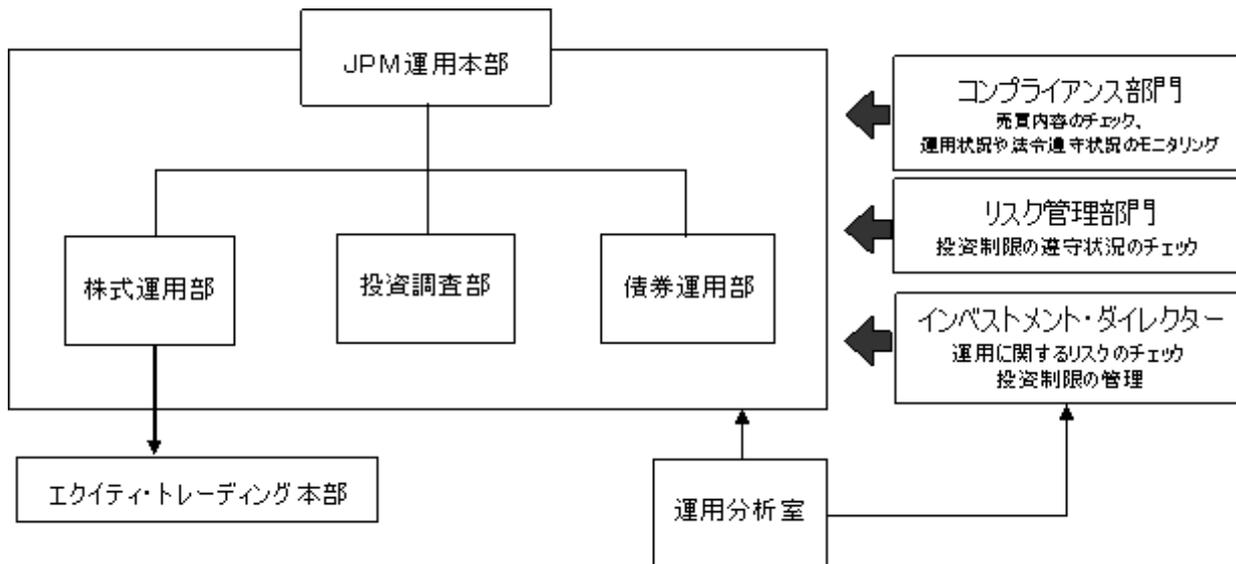
エクイティ・トレーディング本部は、ポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、有価証券等の売買を執行します。

運用分析室は、顧客報告のためにポートフォリオの分析および評価を行うとともに、J F 運用本部および運用部門から独立しているインベストメント・ダイレクターにもその情報を提供します。

ポートフォリオ分析室は、運用分析室からの情報を基に、必要に応じて更なる分析を行い、J F 運用本部のポートフォリオ・マネジャーにその情報を提供します。

インベストメント・ダイレクターは、運用に関するリスクのチェックや投資制限に関する管理を行います。

(口) J P M 運用本部



J P M 運用本部は、J P M ストラテジーに基づいた運用を行う投資調査部、株式運用部および債券運用部で構成されます。

投資調査部に所属するアナリストは J P M ストラテジーに基づき分析を行い、分析に基づき各銘柄にレーティングをつけます。エコノミストは、マクロ経済の観点からアナリストの調査・分析の基となる情報の提供を行います。

株式運用部に所属するポートフォリオ・マネジャーは、投資調査部のアナリストとの議論を通じて、のレーティングの検証を行い、ポートフォリオの構築を行います。

債券運用部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催し、運用戦略の方向性を決定します。その決定内容を自らの投資判断のガイドラインとして利用し、ポートフォリオを決定します。また有価証券等の売買を執行します。

エクイティ・トレーディング本部は、ポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、有価証券等の売買を執行します。

運用分析室は、顧客報告のためにポートフォリオの分析および評価を行うとともに、J P M 運用本部およびインベストメント・ダイレクターにもその情報を提供します。

インベストメント・ダイレクターは、運用に関するリスクのチェックや投資制限に関する管理を行います。

(注) 上記(イ)および(口)の意思決定機構・組織名称等は、2009年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託及び投資一任契約に基づき委

託された資産の運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める下記の業務を行っています。

- ・ 投資助言・代理業
- ・ 有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・ 有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

現在、弊社で設定・運用している公募の証券投資信託は67本、親投資信託32本を数え、販売は100社余りの金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者)および登録金融機関を通じて行っています。平成21年12月末現在、公募の証券投資信託の純資産総額の合計は9,312億円(ただし、親投資信託を除きます。)です。

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、第18期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号、以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて、第19期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により、金融商品取引業等に関する内閣府令に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表及び第19期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、第20期中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		第18期 (平成20年3月31日)			第19期 (平成21年3月31日)		
資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
流動資産							
現金及び預金			9,354,204			13,273,564	
立替金			7,199			2,912	
前払費用			37,125			25,590	
未収入金			1,378,981			81,394	
未収委託者報酬			3,605,899			1,449,280	
未収収益			2,949,643			1,679,413	
未収還付法人税等			-			347,915	
繰延税金資産			474,730			565,915	
その他			-			97,879	
流動資産計			17,807,784	80.3		17,523,865	87.2
固定資産							
投資その他の資産			4,382,354			2,582,346	
投資有価証券		3,485,313			1,639,519		
敷金保証金		80,641			79,401		
繰延税金資産		763,532			843,805		
その他		52,866			19,619		
固定資産計			4,382,354	19.7		2,582,346	12.8
資産合計			22,190,139	100.0		20,106,212	100.0

		第18期 (平成20年3月31日)			第19期 (平成21年3月31日)		
負債の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
流動負債							
預り金			117,791			227,241	
未払金			2,930,605			1,473,824	
未払収益分配金		1,827			1,999		
未払償還金		23,153			22,246		
未払手数料		1,417,638			521,491		
その他未払金		1,487,986			928,087		
未払費用			2,698,858			1,213,341	
未払法人税等			472,430			14,482	
賞与引当金			853,648			1,115,766	
役員賞与引当金			41,576			66,080	
流動負債計			7,114,910	32.1		4,110,736	20.5
固定負債							
長期末払金			7,522			3,471	
賞与引当金			821,753			1,200,522	
役員賞与引当金			173,860			177,812	
退職給付引当金			147,169			294,701	
固定負債計			1,150,305	5.1		1,676,507	8.2
負債合計			8,265,215	37.2		5,787,244	28.7

		第18期 (平成20年3月31日)			第19期 (平成21年3月31日)		
純資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
株主資本							
資本金			2,218,000	10.0		2,218,000	11.0
資本剰余金			1,000,000	4.5		1,000,000	5.0
資本準備金		1,000,000			1,000,000		
利益剰余金			11,142,942	50.2		11,338,597	56.4
利益準備金		33,676			33,676		
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		11,109,265			11,304,921		
株主資本計			14,360,942	64.7		14,556,597	72.4
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			436,018	1.9		237,629	1.1
評価・換算差額等計			436,018	1.9		237,629	1.1
純資産合計			13,924,923	62.8		14,318,967	71.3
負債・純資産合計			22,190,139	100.0		20,106,212	100.0

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
		内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
営業収益							
委託者報酬			17,864,749			15,781,383	
投資顧問料			10,489,106			-	
運用受託報酬			-			9,028,193	
その他営業収益			421,315			240,511	
営業収益計			28,775,171	100.0		25,050,087	100.0
営業費用							
支払手数料			6,679,308			5,986,412	
広告宣伝費			391,429			166,611	
調査費			6,928,125			5,395,927	
委託調査費		6,779,989			5,079,552		
調査費		138,807			290,580		
図書費		9,328			25,793		
委託計算費			329,137			373,679	
営業雑経費			418,113			388,946	
通信費		33,464			44,786		
印刷費		365,972			308,992		
協会費		7,481			29,547		
諸会費		11,194			5,620		
営業費用計			14,746,114	51.2		12,311,577	49.1

区分	注記 番号	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
		内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
一般管理費							
給料			6,296,250		5,399,518		
役員報酬		126,179			159,032		
給料・手当		2,272,332			3,021,451		
賞与		1,834,973			1,002,858		
賞与引当金繰入額		1,535,026			957,374		
役員賞与		238,709			116,524		
役員賞与引当金繰入額		215,436			70,031		
その他の報酬		73,592			72,247		
福利厚生費			370,832		360,063		
交際費			42,447		48,650		
寄付金			16,890		15,685		
旅費交通費			202,082		173,409		
租税公課			81,397		68,074		
不動産賃借料			535,266		812,982		
退職給付費用			116,581		199,742		
退職金			68,794		210,774		
消耗器具備品費			138,044		117,591		
事務委託費			164,429		165,407		
関係会社付替費用			2,180,518		2,909,618		
諸経費			124,387		150,136		
一般管理費計			10,337,923	35.9	10,631,656	42.5	
営業利益			3,691,132	12.9	2,106,853	8.4	

区分	注記 番号	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
		内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
営業外収益							
分配金・償還金時効		13,889			-		
受取配当金		3,198			4,089		
有価証券売却益		529,092			-		
投資有価証券売却益		-			12,155		
為替差益		67,742			-		
その他営業外収益		36,496			14,993		
営業外収益計			650,419	2.2		31,238	0.1
営業外費用							
為替差損		-			232,044		
業法上の負担額	1	13,751			-		
投資有価証券売却損		-			50,453		
その他営業外費用		1,612			37,008		
営業外費用計			15,363	0.1		319,506	1.3
経常利益			4,326,188	15.0		1,818,585	7.2
特別利益							
前期損益修正益		-			15,546		
特別利益計			-	-		15,546	0.1
特別損失							
投資有価証券評価損		-			1,260,823		
ゴルフ会員権評価損		-			16,296		
特別損失計			-	-		1,277,119	5.1
税引前当期純利益			4,326,188	15.0		557,013	2.2
法人税、住民税及び事業税			1,768,693	6.1		667,696	2.7
法人税等調整額			71,827	0.3		306,338	1.2
当期純利益			2,485,667	8.6		195,655	0.7

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,218,000	2,218,000
当期末残高	2,218,000	2,218,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,000,000	1,000,000
当期末残高	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	33,676	33,676
当期末残高	33,676	33,676
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	8,623,598	11,109,265
当期変動額		
当期純利益	2,485,667	195,655
当期変動額合計	2,485,667	195,655
当期末残高	11,109,265	11,304,921
株主資本合計		
前期末残高	11,875,274	14,360,942
当期変動額		
当期純利益	2,485,667	195,655
当期変動額合計	2,485,667	195,655
当期末残高	14,360,942	14,556,597
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	191,651	436,018
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	627,669	198,390
当期変動額合計	627,669	198,390
当期末残高	436,018	237,629
評価・換算差額等合計		
前期末残高	191,651	436,018
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	627,669	198,390
当期変動額合計	627,669	198,390
当期末残高	436,018	237,629
純資産合計		
前期末残高	12,066,925	13,924,923
当期変動額		
当期純利益	2,485,667	195,655
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	627,669	198,390
当期変動額合計	1,857,998	394,045
当期末残高	13,924,923	14,318,967

重要な会計方針

項目	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>2. 引当金の計上基準</p> <p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 当事業年度より、役員に対する親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき退職給付引当金を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>(1) 賞与引当金 同左</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対する親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>

会計処理方法の変更

<p style="text-align: center;">第18期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）</p>	<p style="text-align: center;">第19期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）</p>
<p>（株式報酬制度に係る引当金の計上基準）</p> <p>親会社の運営する株式報酬制度による当社の役員、従業員に対する費用負担額は、これまで親会社からの請求額が確定した時点で費用として処理しておりましたが、当事業年度より、役員、従業員の役務提供に対応して当該株式報酬額を賞与引当金及び役員賞与引当金に計上する方法に変更いたしました。この変更は、役員、従業員の役務提供に対応する株式報酬額について親会社から適時に情報提供されるようになったことを受け、期間損益をより適正に表示することを目的として行ったものであります。</p> <p>この変更により、賞与引当金に1,117,832千円、役員賞与引当金に215,436千円それぞれ引当て、従来の方法に比べ、営業費用及び一般管理費は1,333,268千円増加となり、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は1,333,268千円の減少となっております。</p> <p>なお、上記方法の変更につきましては、下半期より役員、従業員の役務提供に対応する株式報酬額について親会社から適時に情報提供されたため、当中間期は従来の方法によっております。従って、当中間期は変更後の方法によった場合に比べ、経常利益は984,905千円、税引前中間純利益は984,905千円それぞれ多く計上されております。</p> <p>（追加情報）</p> <p>当事業年度より、親会社の運営する株式報酬制度による当社の役員、従業員に対する費用負担額の計上方法を変更したこととともない賞与引当金及び役員賞与引当金をそれぞれ賞与引当金（流動）853,648千円 賞与引当金（固定）821,753千円及び役員賞与引当金（流動）41,576千円 役員賞与引当金（固定）173,860千円として表示しております。</p>	

表示方法の変更

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
(損益計算書)	(損益計算書)
-	1. 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度から「運用受託報酬」として計上しております。
-	2. 前事業年度において「有価証券売却益」として表示しておりましたものは、当事業年度から「投資有価証券売却益」として計上しております。
-	3. 前事業年度まで区分掲記しておりました「分配金・償還金時効」(当事業年度492千円)は、営業外収益の100分の10以下のため、営業外収益の「その他営業外収益」に含めて表示しております。
-	4. 前事業年度まで区分掲記しておりました「業法上の負担額」(当事業年度21,581千円)は、営業外費用の100分の10以下のため、営業外費用の「その他営業外費用」に含めて表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第18期 (平成20年3月31日)	第19期 (平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(損益計算書関係)

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
* 1 業法上の負担額 業法上の負担額は、主に改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第33条の2(改正後の「投資信託及び投資法人に関する法律」第21条)に基づく負担額であります。	-

（株主資本等変動計算書関係）

第18期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	-	-	56,265
合計	56,265	-	-	56,265

第19期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	-	-	56,265
合計	56,265	-	-	56,265

（リース取引関係）

第18期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	第19期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
該当事項はありません。	同左

(有価証券関係)

第18期（平成20年3月31日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
その他 投資信託	4,219,300	3,485,313	733,986

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,665,943	529,196	104

第19期（平成21年3月31日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
その他 投資信託	2,040,176	1,639,519	400,656

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
873,700	12,155	50,453

(注) 当事業年度において、その他有価証券で時価のあるものについて1,260,823千円減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第18期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	第19期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）																																																																																																																																																																								
<p>1．採用している退職給付制度の概要 当社は平成19年10月に、確定拠出型年金制度及び、キャッシュバランス型年金制度を導入致しました。</p> <p>2．退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">（千円）</td> <td></td> <td style="text-align: right;">（千円）</td> </tr> <tr> <td>退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">102,787</td> <td>退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">299,861</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;">-</td> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>会計基準変更時差異</td> <td style="text-align: right;">-</td> <td>会計基準変更時差異</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">37,425</td> <td>未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">32,435</td> </tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">6,957</td> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">37,595</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black;">退職給付引当金</td> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black;">退職給付引当金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（ + + + + ）</td> <td style="text-align: right;">147,169</td> <td style="text-align: center;">（ + + + + ）</td> <td style="text-align: right;">294,701</td> </tr> </table> <p>3．退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">（千円）</td> <td></td> <td style="text-align: right;">（千円）</td> </tr> <tr> <td>勤務費用（注1）</td> <td style="text-align: right;">96,639</td> <td>勤務費用（注1）</td> <td style="text-align: right;">150,141</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">225</td> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">1,691</td> </tr> <tr> <td>過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">1,571</td> <td>過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">4,682</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">-</td> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">850</td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金支払額</td> <td style="text-align: right;">27,300</td> <td>確定拠出年金支払額</td> <td style="text-align: right;">57,142</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">6,012</td> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">3,700</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black;">退職給付費用</td> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black;">退職給付費用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（ + + + + + ）</td> <td style="text-align: right;">116,581</td> <td style="text-align: center;">（ + + + + + ）</td> <td style="text-align: right;">199,742</td> </tr> </table> <p>（注1）出向者分の費用は、上記金額に含まれておりません。</p> <p>4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="width: 30%;">期間定額方式</td> <td style="width: 30%;">退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="width: 30%;">期間定額方式</td> </tr> <tr> <td>割引率</td> <td style="text-align: center;">2.00%</td> <td>割引率</td> <td style="text-align: center;">1.75%</td> </tr> <tr> <td>過去勤務債務の額の処理年数</td> <td style="text-align: center;">8年</td> <td>過去勤務債務の額の処理年数</td> <td style="text-align: center;">8年</td> </tr> </table> <p>（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">数理計算上の差異の処理年数</td> <td style="width: 30%;">8年</td> <td style="width: 30%;">数理計算上の差異の処理年数</td> <td style="width: 30%;">8年</td> </tr> </table> <p>（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。）</p>		（千円）		（千円）	退職給付債務	102,787	退職給付債務	299,861	年金資産	-	年金資産	-	会計基準変更時差異	-	会計基準変更時差異	-	未認識過去勤務債務	37,425	未認識過去勤務債務	32,435	未認識数理計算上の差異	6,957	未認識数理計算上の差異	37,595	退職給付引当金		退職給付引当金		（ + + + + ）	147,169	（ + + + + ）	294,701		（千円）		（千円）	勤務費用（注1）	96,639	勤務費用（注1）	150,141	利息費用	225	利息費用	1,691	過去勤務債務の費用処理額	1,571	過去勤務債務の費用処理額	4,682	数理計算上の差異の費用処理額	-	数理計算上の差異の費用処理額	850	確定拠出年金支払額	27,300	確定拠出年金支払額	57,142	その他	6,012	その他	3,700	退職給付費用		退職給付費用		（ + + + + + ）	116,581	（ + + + + + ）	199,742	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式	割引率	2.00%	割引率	1.75%	過去勤務債務の額の処理年数	8年	過去勤務債務の額の処理年数	8年	数理計算上の差異の処理年数	8年	数理計算上の差異の処理年数	8年	<p>1．採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2．退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">（千円）</td> <td></td> <td style="text-align: right;">（千円）</td> </tr> <tr> <td>退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">102,787</td> <td>退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">299,861</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;">-</td> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>会計基準変更時差異</td> <td style="text-align: right;">-</td> <td>会計基準変更時差異</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">37,425</td> <td>未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">32,435</td> </tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">6,957</td> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">37,595</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black;">退職給付引当金</td> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black;">退職給付引当金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（ + + + + ）</td> <td style="text-align: right;">147,169</td> <td style="text-align: center;">（ + + + + ）</td> <td style="text-align: right;">294,701</td> </tr> </table> <p>3．退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">（千円）</td> <td></td> <td style="text-align: right;">（千円）</td> </tr> <tr> <td>勤務費用（注1）</td> <td style="text-align: right;">96,639</td> <td>勤務費用（注1）</td> <td style="text-align: right;">150,141</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">225</td> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">1,691</td> </tr> <tr> <td>過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">1,571</td> <td>過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">4,682</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">-</td> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">850</td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金支払額</td> <td style="text-align: right;">27,300</td> <td>確定拠出年金支払額</td> <td style="text-align: right;">57,142</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">6,012</td> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">3,700</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black;">退職給付費用</td> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black;">退職給付費用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（ + + + + + ）</td> <td style="text-align: right;">116,581</td> <td style="text-align: center;">（ + + + + + ）</td> <td style="text-align: right;">199,742</td> </tr> </table> <p>（注1）出向者分の費用は、上記金額に含まれておりません。</p> <p>4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="width: 30%;">期間定額方式</td> <td style="width: 30%;">退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="width: 30%;">期間定額方式</td> </tr> <tr> <td>割引率</td> <td style="text-align: center;">2.00%</td> <td>割引率</td> <td style="text-align: center;">1.75%</td> </tr> <tr> <td>過去勤務債務の額の処理年数</td> <td style="text-align: center;">8年</td> <td>過去勤務債務の額の処理年数</td> <td style="text-align: center;">8年</td> </tr> </table> <p>（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">数理計算上の差異の処理年数</td> <td style="width: 30%;">8年</td> <td style="width: 30%;">数理計算上の差異の処理年数</td> <td style="width: 30%;">8年</td> </tr> </table> <p>（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。）</p>		（千円）		（千円）	退職給付債務	102,787	退職給付債務	299,861	年金資産	-	年金資産	-	会計基準変更時差異	-	会計基準変更時差異	-	未認識過去勤務債務	37,425	未認識過去勤務債務	32,435	未認識数理計算上の差異	6,957	未認識数理計算上の差異	37,595	退職給付引当金		退職給付引当金		（ + + + + ）	147,169	（ + + + + ）	294,701		（千円）		（千円）	勤務費用（注1）	96,639	勤務費用（注1）	150,141	利息費用	225	利息費用	1,691	過去勤務債務の費用処理額	1,571	過去勤務債務の費用処理額	4,682	数理計算上の差異の費用処理額	-	数理計算上の差異の費用処理額	850	確定拠出年金支払額	27,300	確定拠出年金支払額	57,142	その他	6,012	その他	3,700	退職給付費用		退職給付費用		（ + + + + + ）	116,581	（ + + + + + ）	199,742	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式	割引率	2.00%	割引率	1.75%	過去勤務債務の額の処理年数	8年	過去勤務債務の額の処理年数	8年	数理計算上の差異の処理年数	8年	数理計算上の差異の処理年数	8年
	（千円）		（千円）																																																																																																																																																																						
退職給付債務	102,787	退職給付債務	299,861																																																																																																																																																																						
年金資産	-	年金資産	-																																																																																																																																																																						
会計基準変更時差異	-	会計基準変更時差異	-																																																																																																																																																																						
未認識過去勤務債務	37,425	未認識過去勤務債務	32,435																																																																																																																																																																						
未認識数理計算上の差異	6,957	未認識数理計算上の差異	37,595																																																																																																																																																																						
退職給付引当金		退職給付引当金																																																																																																																																																																							
（ + + + + ）	147,169	（ + + + + ）	294,701																																																																																																																																																																						
	（千円）		（千円）																																																																																																																																																																						
勤務費用（注1）	96,639	勤務費用（注1）	150,141																																																																																																																																																																						
利息費用	225	利息費用	1,691																																																																																																																																																																						
過去勤務債務の費用処理額	1,571	過去勤務債務の費用処理額	4,682																																																																																																																																																																						
数理計算上の差異の費用処理額	-	数理計算上の差異の費用処理額	850																																																																																																																																																																						
確定拠出年金支払額	27,300	確定拠出年金支払額	57,142																																																																																																																																																																						
その他	6,012	その他	3,700																																																																																																																																																																						
退職給付費用		退職給付費用																																																																																																																																																																							
（ + + + + + ）	116,581	（ + + + + + ）	199,742																																																																																																																																																																						
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式																																																																																																																																																																						
割引率	2.00%	割引率	1.75%																																																																																																																																																																						
過去勤務債務の額の処理年数	8年	過去勤務債務の額の処理年数	8年																																																																																																																																																																						
数理計算上の差異の処理年数	8年	数理計算上の差異の処理年数	8年																																																																																																																																																																						
	（千円）		（千円）																																																																																																																																																																						
退職給付債務	102,787	退職給付債務	299,861																																																																																																																																																																						
年金資産	-	年金資産	-																																																																																																																																																																						
会計基準変更時差異	-	会計基準変更時差異	-																																																																																																																																																																						
未認識過去勤務債務	37,425	未認識過去勤務債務	32,435																																																																																																																																																																						
未認識数理計算上の差異	6,957	未認識数理計算上の差異	37,595																																																																																																																																																																						
退職給付引当金		退職給付引当金																																																																																																																																																																							
（ + + + + ）	147,169	（ + + + + ）	294,701																																																																																																																																																																						
	（千円）		（千円）																																																																																																																																																																						
勤務費用（注1）	96,639	勤務費用（注1）	150,141																																																																																																																																																																						
利息費用	225	利息費用	1,691																																																																																																																																																																						
過去勤務債務の費用処理額	1,571	過去勤務債務の費用処理額	4,682																																																																																																																																																																						
数理計算上の差異の費用処理額	-	数理計算上の差異の費用処理額	850																																																																																																																																																																						
確定拠出年金支払額	27,300	確定拠出年金支払額	57,142																																																																																																																																																																						
その他	6,012	その他	3,700																																																																																																																																																																						
退職給付費用		退職給付費用																																																																																																																																																																							
（ + + + + + ）	116,581	（ + + + + + ）	199,742																																																																																																																																																																						
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式																																																																																																																																																																						
割引率	2.00%	割引率	1.75%																																																																																																																																																																						
過去勤務債務の額の処理年数	8年	過去勤務債務の額の処理年数	8年																																																																																																																																																																						
数理計算上の差異の処理年数	8年	数理計算上の差異の処理年数	8年																																																																																																																																																																						

（ストック・オプション等関係）

第18期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	第19期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
該当事項はありません。	同左

（税効果会計関係）

第18期 （平成20年3月31日）	第19期 （平成21年3月31日）
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
（流動）	（流動）
繰延税金資産（千円）	繰延税金資産（千円）
未払費用 77,276	未払費用 104,851
未払事業税 33,188	賞与引当金 454,005
賞与引当金 347,349	役員賞与引当金 26,888
役員賞与引当金 16,917	その他 6,127
繰延税金資産計 474,730	繰延税金資産小計 591,871
繰延税金資産の純額 474,730	評価性引当額 6,127
	繰延税金資産合計 585,744
	繰延税金負債
	未収事業税 19,828
	繰延税金資産の純額 565,915
（固定）	（固定）
繰延税金資産（千円）	繰延税金資産（千円）
賞与引当金 334,939	賞与引当金 488,492
役員賞与引当金 70,743	役員賞与引当金 72,351
退職給付引当金 59,883	退職給付引当金 119,913
その他有価証券評価差額金 297,967	その他 6,651
繰延税金資産計 763,532	その他有価証券評価差額金 163,027
繰延税金資産の純額 763,532	繰延税金資産小計 850,436
	評価性引当額 6,631
	繰延税金資産合計 843,805
	繰延税金資産の純額 843,805
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 40.7%	法定実効税率 40.7%
（調整）	（調整）
交際費等永久に損金に算入されない項目 2.8%	交際費等永久に損金に算入されない項目 18.7%
その他 1.0%	評価性引当額 2.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 42.5%	その他 3.2%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 64.9%

（企業結合等関係）

<p style="text-align: center;">第18期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）</p>	<p style="text-align: center;">第19期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）</p>
	<p>共通支配下の取引等</p> <p>1．結合当事企業又は対象となった事業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要</p> <p>(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容</p> <p style="padding-left: 2em;">JPモルガン信託銀行株式会社（現ニューヨークメロン信託銀行株式会社）の一部業務（資産運用業務ならびに投資信託受益権等の募集の取扱い及び私募の取扱いに係る業務等）</p> <p>(2) 企業結合の法的形式</p> <p style="padding-left: 2em;">JPモルガン信託銀行株式会社（現ニューヨークメロン信託銀行株式会社）を事業譲渡会社、当社を事業譲受会社とする事業譲渡</p> <p>(3) 結合後企業の名称</p> <p style="padding-left: 2em;">名称の変更はありません。</p> <p>(4) 取引の目的を含む取引の概要</p> <p style="padding-left: 2em;">米国の銀行持株会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニーのJPモルガン・アセット・マネジメント・グループに属するJPモルガン信託銀行株式会社（現ニューヨークメロン信託銀行株式会社）の資産運用業務と当社の資産運用業務を統合することで、顧客サービスのより一層の向上と経営資源の有効活用が図れるものと考え、業務を譲り受けました。</p> <p>事業譲受日</p> <p style="padding-left: 2em;">平成20年5月31日 資産運用業務</p> <p style="padding-left: 2em;">平成20年7月31日 投資信託受益権等の募集の取扱い及び私募の取扱いに係る業務</p> <p>譲り受けた資産負債の額</p> <p style="padding-left: 2em;">資産の額 857,471千円 （未収収益および未収入金）</p> <p style="padding-left: 2em;">負債の額 45,339千円 （未払費用および未払金）</p> <p>2．実施した会計処理の概要</p> <p style="padding-left: 2em;">本事業譲受は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成20年5月13日 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、「共通支配下の取引」として会計処理を行っております。</p>

（関連当事者情報）

第18期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	JF Asset Management Limited	19/F Chater House, 8 Connaught Road, Central, HK	60百万香港ドル	金融業	なし	役員1名	海外または国内における投資の助言または一任	投資の助言・一任の受任	4,858,884	未収収益	1,727,563
同一の親会社を持つ会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, England	24百万ポンド	金融業	なし	-	海外または国内における投資の助言または一任	調査費	2,873,847	未払費用	727,936

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 投資の助言・一任の受任に関しては、一般的な手数料率を勘案し、協議の上、受任契約を結んで行っております。
- (2) 調査費等に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。

第19期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, England	24百万ポンド	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任	調査費	1,959,309	未払費用	298,734
同一の親会社を持つ会社	JF Asset Management Limited	19/F Chater House, 8 Connaught Road, Central, HK	60百万香港ドル	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任 役員の兼任	投資の助言・一任の受任	1,794,147	未収収益	293,631
同一の親会社を持つ会社（注2）	JPモルガン信託銀行株式会社（現ニューヨークメロン信託銀行株式会社）（注1）	東京都丸の内二丁目7番3号東京ビルディング（注2）	40億円（注2）	金融業（注2）	なし（注2）	資産運用業務、投資信託受益権等の募集及び私募の取扱い業務（注3）	事業の譲受	857,471	未収収益・未収入金	-
								45,339	未払費用・未払金	-

（注1）平成21年3月1日をもって親会社の変更に伴い、関連当事者の範囲から除外されております。

（注2）関連当事者であった最終日である平成21年2月28日時点の状況を記載しております。

（注3）事業譲受日、平成20年5月31日、および平成20年7月31日時点の状況を記載しております。事業譲受後、上記業務は行っておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 調査費に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。
- (2) 投資の助言・一任の受任に関しては、一般的な手数料率を勘案し、協議の上、受任契約を結んで行っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

J Pモルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク（非上場）

（1株当たり情報）

第18期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）		第19期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）	
1株当たり純資産額	247,488円19銭	1株当たり純資産額	254,491円56銭
1株当たり当期純利益	44,177円86銭	1株当たり当期純利益	3,477円38銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たりの当期純利益の算定上の基礎		1株当たりの当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	2,485,667千円	損益計算書上の当期純利益	195,655千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	2,485,667千円	普通株式に係る当期純利益	195,655千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株	普通株式の期中平均株式数	56,265株

（重要な後発事象）

<p style="text-align: center;">第18期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）</p>	<p style="text-align: center;">第19期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）</p>
<p>重要な事業の譲受</p> <p>1. その旨及び目的 米国の銀行持株会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下であり、当社と同じ資産運用部門であるJPモルガン・アセット・マネジメント・グループに属するJPモルガン信託銀行株式会社より、その一部業務である資産運用業務を平成20年6月1日に譲り受けました。 JPモルガン信託銀行株式会社の資産運用業務と当社の資産運用業務を統合することで、顧客サービスのより一層の向上と経営資源の有効活用が図れるものと考えます。</p> <p>2. 譲り受けた相手会社の名称 JPモルガン信託銀行株式会社</p> <p>3. 譲り受けた事業の内容 資産運用業務。なお、投資信託受益権等の募集の取扱い及び私募の取扱いに係る業務の譲り受けは、平成20年8月1日を予定しております。</p> <p>4. 譲り受けた資産・負債の額 譲り受け日である平成20年6月1日におけるJPモルガン信託銀行株式会社の資産運用部門に係る資産・負債の額は、それぞれ848,965千円、39,689千円であります。</p>	<p style="text-align: center;">該当事項はありません。</p>

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第20期中間会計期間末 (平成21年9月30日)		
資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動資産				
現金及び預金			10,476,893	
前払費用			53,805	
未収入金			68,908	
未収委託者報酬			2,143,298	
未収収益			2,325,969	
繰延税金資産			804,687	
その他			98,235	
流動資産計			15,971,798	84.6
固定資産				
投資その他の資産			2,902,074	
投資有価証券		1,945,761		
敷金保証金		75,424		
繰延税金資産		861,369		
その他		19,519		
固定資産計			2,902,074	15.4
資産合計			18,873,873	100.0

		第20期中間会計期間末 (平成21年9月30日)		
負債の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動負債				
預り金			80,589	
未払金			1,277,749	
未払収益分配金		1,411		
未払償還金		22,029		
未払手数料		831,061		
その他未払金	1	423,247		
未払費用			1,281,550	
未払法人税等			586,607	
賞与引当金			1,747,765	
役員賞与引当金			45,941	
流動負債計			5,020,204	26.6
固定負債				
賞与引当金			1,550,947	
役員賞与引当金			103,941	
退職給付引当金			361,803	
その他			3,041	
固定負債計			2,019,734	10.7
負債合計			7,039,938	37.3

		第20期中間会計期間末 (平成21年9月30日)		
純資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
株主資本				
資本金			2,218,000	
資本剰余金			1,000,000	
資本準備金		1,000,000		
利益剰余金			8,671,339	
利益準備金		33,676		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		8,637,663		
株主資本計			11,889,339	63.0
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			55,404	
評価・換算差額等計			55,404	0.3
純資産合計			11,833,935	62.7
負債・純資産合計			18,873,873	100.0

(2) 中間損益計算書

		第20期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)
営業収益				
委託者報酬			6,955,234	
運用受託報酬			3,814,657	
その他			163,160	
営業収益計			10,933,052	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			5,427,697	
支払手数料		2,718,344		
調査費		2,362,662		
その他営業費用		346,690		
一般管理費			5,138,078	
営業費用・一般管理費計			10,565,776	96.6
営業利益			367,276	3.4
営業外収益	1	261,389		
営業外収益計			261,389	2.3
営業外費用	2	57,556		
営業外費用計			57,556	0.5
経常利益			571,109	5.2
特別利益		-		
特別利益計			-	-
特別損失		-		
特別損失計			-	-
税引前中間純利益			571,109	5.2
法人税、住民税及び事業税			619,719	5.7
法人税等調整額			381,351	3.5
中間純利益			332,742	3.0

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第20期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	2,218,000
当中間期末残高	2,218,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	1,000,000
当中間期末残高	1,000,000
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	33,676
当中間期末残高	33,676
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	11,304,921
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,000,000
中間純利益	332,742
当中間期変動額合計	2,667,258
当中間期末残高	8,637,663
株主資本合計	
前期末残高	14,556,597
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,000,000
中間純利益	332,742
当中間期変動額合計	2,667,258
当中間期末残高	11,889,339
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	237,629
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	182,225
当中間期変動額合計	182,225
当中間期末残高	55,404
評価・換算差額等合計	
前期末残高	237,629
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	182,225
当中間期変動額合計	182,225
当中間期末残高	55,404
純資産合計	
前期末残高	14,318,967
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,000,000
中間純利益	332,742
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	182,225
当中間期変動額合計	2,485,033
当中間期末残高	11,833,935

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第20期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>2. 引当金の計上基準</p> <p>3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>(2) デリバティブ 時価法を採用しております。</p> <p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対する親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務に基づき退職給付引当金を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第20期中間会計期間末 (平成21年9月30日)
1 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のう え、金額的重要性が乏しいため、流動負債の 「その他未払金」に含めて表示しておりま す。

(中間損益計算書関係)

第20期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1 営業外収益のうち主要なもの (千円) 為替差益 223,287 デリバティブ評価益 26,784
2 営業外費用のうち主要なもの (千円) デリバティブ損失 44,554

(中間株主資本等変動計算書関係)

第20期中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数 （株）	当中間会計期間 減少株式数 （株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	-	-	56,265
合計	56,265	-	-	56,265

2. 配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発効日
平成21年7月30日 臨時株主総会	普通株式	3,000,000	53,319	平成21年7月31日	平成21年8月5日

（リース取引関係）

第20期中間会計期間 （自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）
該当事項はありません。

（有価証券関係）

第20期中間会計期間末（平成21年9月30日）

その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
その他 投資信託	2,039,176	1,945,761	93,414

（デリバティブ取引関係）

第20期中間会計期間末（平成21年9月30日）

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

（単位：千円）

対象物の種類	取引の種類	契約額等	時価	評価損益
株式	株価指数先物取引 売建	1,055,084	1,028,300	26,784

（注）当社は保有する投資有価証券に係る価格変動リスクを軽減するために株価指数先物取引を行っており、
投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

(1 株当たり情報)

第20期中間会計期間
(自平成21年 4 月 1 日
至平成21年 9 月30日)

1 株当たり純資産額	210,324円98銭
1 株当たり中間純利益金額	5,913円84銭

なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額
については、潜在株式が存在しないため記載して
おりません。

1 株当たりの中間純利益の算定上の基礎

中間損益計算書上の中間純利益	332,742千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	332,742千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称 みずほ信託銀行株式会社

資本金の額 247,231百万円（平成21年3月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名 称 : 資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (平成21年10月1日現在)	事業の内容
1	日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) マザーファンドの運用委託先の会社

	名 称	資本金の額 (平成21年3月末現在)	事業の内容
1	JFアセット・マネジメント・リミテッド	60百万香港ドル	投資運用業務および投資顧問業を行っています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

(3) マザーファンドの運用委託先の会社

委託会社との契約により、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

3【資本関係】

受託会社、販売会社およびマザーファンドの運用委託先の会社との間に資本関係はありません。

第3【その他】

- (1) 交付目論見書の表紙に図案および委託会社のロゴを採用し、委託会社の名称およびファンドの形態を記載することがあります。また、交付目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律にかかる重要事項を記載します。
- (2) 交付目論見書に以下の項目について記載します。
約款の全文を交付目論見書に記載します。なお、交付目論見書の記載項目と重複する項目については、約款を参照すべき旨を記載することで、届出書の内容の記載に代えることがあります。
交付目論見書に記載された用語の一部を解説し、「基本用語の解説」として記載します。
- (3) 目論見書は、電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (4) 目論見書の表紙裏などに当ファンドの申込者にあらかじめ確認してもらいたい重要な事項をまとめて記載することがあります。
- (5) 目論見書の表紙または表紙裏に当ファンドの課税上の取扱いを記載します。

独立監査人の監査報告書

平成21年1月14日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJFアジア株・アクティブ・ポートフォリオの平成19年11月16日から平成20年11月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JFアジア株・アクティブ・ポートフォリオの平成20年11月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一昭
業務執行社員指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載されているとおり、会社は、親会社の運営する株式報酬制度による会社の役員、従業員に対する費用負担額の会計処理を、従来の親会社からの請求額が確定した時点で費用として処理する方法から、役員、従業員の役務提供に対応して、当該株式報酬額を役員賞与引当金及び賞与引当金に計上する方法に変更した。

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は、J P モルガン信託銀行株式会社より、その一部業務である資産運用業務を平成20年6月1日に譲り受けた。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しておりません。

独立監査人の監査報告書

平成22年1月13日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJ F アジア株・アクティブ・ポートフォリオの平成20年11月18日から平成21年11月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J F アジア株・アクティブ・ポートフォリオの平成21年11月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一昭
業務執行社員指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月17日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大木 一昭
----------------	-------	-------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鶴田 光夫
----------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。